

上越市食料・農業・農村基本計画(案)

令和8年度～令和12年度



令和〇年〇月



新潟県上越市

目 次

はじめに

1	計画見直しの趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画において定める事項	2
4	計画の期間	3
5	施策の体系図	4

第1章 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1	これまでの施策の評価	5
2	上越市における食料・農業・農村をめぐる情勢と課題	6
3	上越市食料・農業・農村の目指す姿	6

第2章 食料自給率及び農地の有効利用に関する目標

1	食料自給率	9
2	農地の有効利用	11

第3章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

食 料

1	安全・安心で高品質な食料の安定供給	
(1)	持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進	12
(2)	優良農地の維持と荒廃農地の発生防止	15
(3)	気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進	17
2	消費者と食・農とのつながりの深化	
(1)	消費者と生産者の関係強化	19
(2)	ライフステージに対応した食育の推進	21
(3)	地産地消の推進	22
(4)	食品ロスへの対応の強化	24

農 業

1 持続可能な農業構造の実現	
(1) 新たな担い手等の確保・育成の強化	26
(2) 強い農業経営体の育成	29
(3) 地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進	31
2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化	
(1) 農業生産基盤の整備	33
(2) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進	34
(3) 環境保全型農業の推進	36
(4) 園芸の振興	38
(5) 畜産の振興	41

農 村

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保	
(1) 中山間地域等の振興	43
(2) 鳥獣被害対策の推進	47
(3) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進	49
2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出	
(1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大	50
(2) 多様な人材の参画	53
(3) 地域ならではの特産物・特產品の開発・有利販売の促進	55

施策の推進に共通する事項

1 効果的・効率的な施策の推進	58
2 S D G s に貢献する環境に配慮した施策の推進	58
3 幅広い関係者、関係機関等との連携	59

参考資料

用語解説	60
上越市食料・農業・農村基本条例	67

はじめに

1 計画見直しの趣旨

農業・農村は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能のみならず、その営みを通じて、国土の保全等の役割をも果たす、まさに「国の基」と言えます。

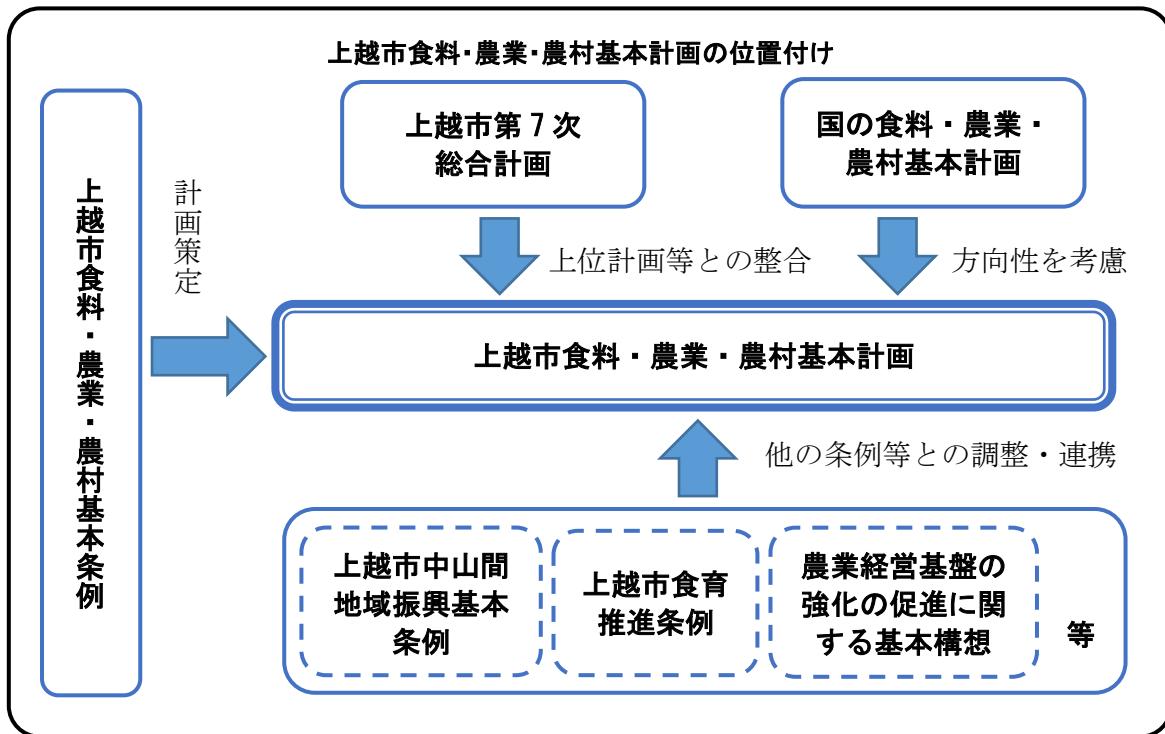
しかしながら、我が国における食料・農業・農村を取り巻く環境は、不安定な国際情勢が食料の安定供給に影を落とし、国内における人口減少に伴う需要減少や農業従事者の急減に歯止めがかからないことに加え、温暖化の影響を受け農産物の収穫量や品質が低下するほか、自然災害の頻発化・激甚化により生産基盤が甚大な被害に見舞われるなど、私たちがこれまで経験したことのない課題に直面しています。

当市の状況に目を転じると、全国有数の米生産地として平野部においては、ほ場整備による農地の大区画化や農地の集積・集約化が進み、中山間地域では全国有数の面積を誇る美しい棚田群が魅力的な地域文化の形成に寄与するなど、全国に誇るべき大きな強みがある一方、全国と同様に人口減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減により、農業はもとより、農村を維持するために必要な担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

このような背景を踏まえ、今回の基本計画の見直しに当たっては、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中にあっても、生産現場の農業者が先を見通せる希望をもち、上越市の農業・農村を維持・振興し、受け継ぎやすい環境のまま次の世代へつないでいくことができるよう、「上越市食料・農業・農村基本条例」第2条に定める基本理念を踏まえ、食料・農業・農村の各分野について、これまでの市の取組の振り返りを行った上で、現状や課題を整理し、施策の進むべき方針を分かりやすく端的に記載するとともに、当市の状況をより多くの皆様からイメージいただけるよう、データやグラフなどを各項目に掲載しました。

2 計画の位置付け

本計画は、上越市食料・農業・農村基本条例の下、当市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」との整合性を図りつつ、国の「食料・農業・農村基本計画」を踏まえるとともに、食料や農業等に関する条例や計画、戦略等と調整・連携し、当市の食料、農業及び農村の総合的な振興を推進する計画として位置付けるものです。



3 計画において定める事項

上越市食料・農業・農村基本条例第8条第2項において、次のとおり規定しています。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地の有効利用に関する目標
- (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 計画の期間

(1) 計画の期間

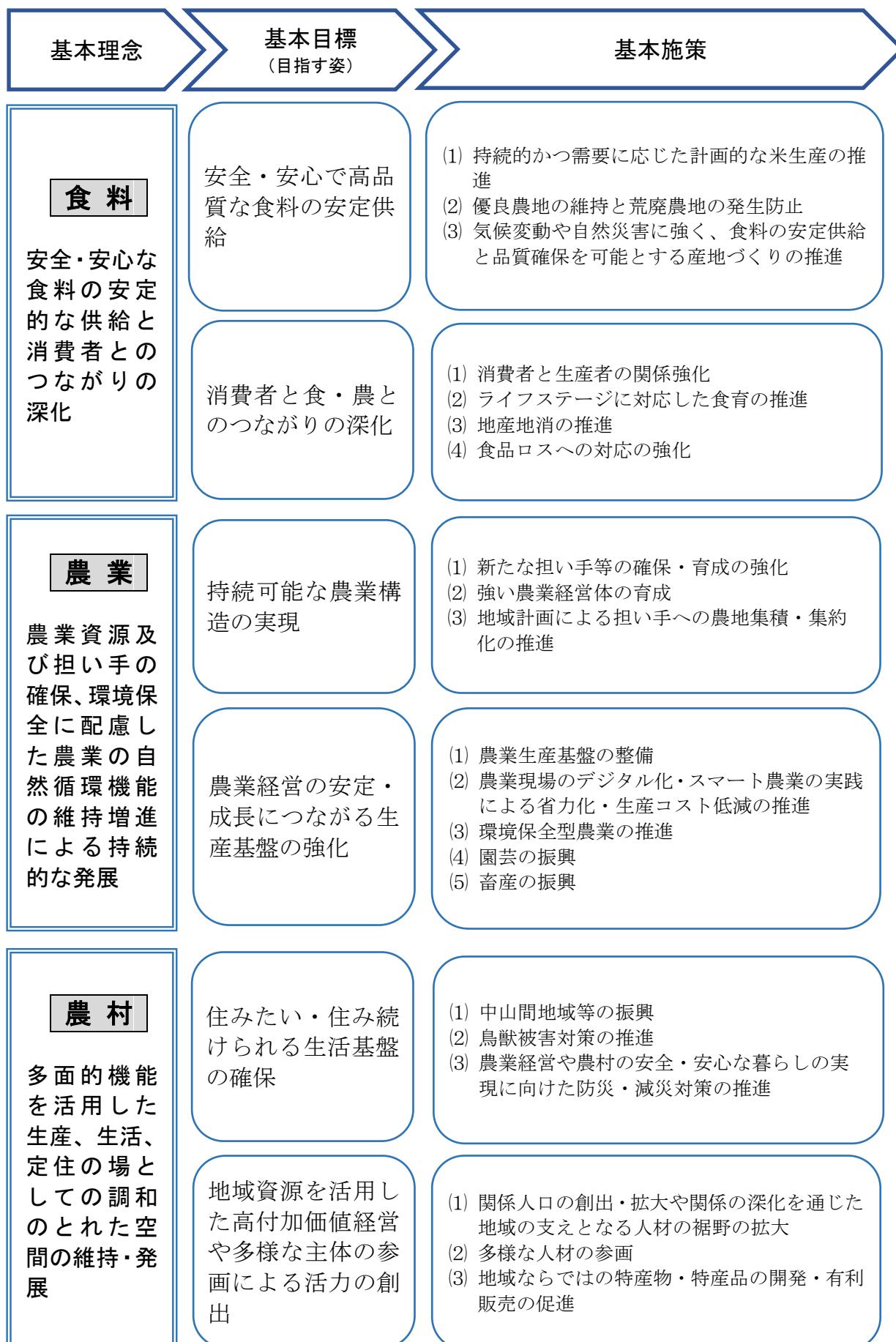
これまでの当市の食料・農業・農村基本計画は、施策の目標年度を10年後としつつ、上越市食料・農業・農村基本条例に基づき5年ごとに見直しています。

今回の見直しは、令和3年に定めた計画（計画期間：令和3年度から12年度）の前期5年間を検証するとともに、国の食料・農業・農村基本計画の内容等を踏まえた上で、今後5年間の当市農業の施策の方向性を示しています。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、実行計画である「上越市食料・農業・農村アクションプラン」で推進する具体的な施策を、毎年度、進捗状況を踏まえて見直します。

5 施策の体系図



第1章 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1 これまでの施策の評価

これまでの基本計画では、上越市食料・農業・農村基本条例の目的と基本理念に基づき、上越市農業・農村の維持・振興が図られるとともに、魅力ある産業として次の世代の担い手に継承されること、そして、豊かで住みよい、環境の保全に配慮した地域社会への実現に寄与することを目指し、食料、農業及び農村に関する施策を掲げ進めてきました。

なお、前計画では、食料・農業・農村のそれぞれについて、令和12年度を目標年度とする施策指標（アウトカム指標）と、計画を実現するためのアクションプランにおいて、年度目標を定めたアウトプット指標を設定し、事業や活動の真の価値と効果を客観的に評価できるようにしています。

食料に関する施策では、農業経営の安定と持続的な発展を目指して、高品質・良食味の上越産米の安定供給と営農継続が可能な米価水準を維持するため、「需要に応じた米生産」を着実に進めるとともに、主食用米以外への作付転換、優良農地の維持と荒廃農地の発生防止に取り組んだほか、地場産農産物の消費拡大や地産地消の推進など、消費者とのつながりを深めました。

農業に関する施策では、地域農業の持続性を向上するため、新規就農者を市外から呼び込むための取組を進めるとともに、就農後は関係機関・団体と連携して定期訪問や経営相談、営農指導を行うなど、きめ細かくサポートを行い、地域農業の将来を担う若手農業者等への支援に取り組んだほか、スマート農業や環境保全型農業、大区画ほ場整備の推進、地域計画の策定など農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化を進めました。

農村に関する施策では、特に中山間地域における農業の振興、農地維持への取組や生産意欲の減退につながる鳥獣被害対策のほか、棚田や雪などの地域資源をいかした農村振興と魅力ある特産物づくりを進めるとともに、越後田舎体験や都市生活協同組合員、棚田オーナー制度等の活用による都市住民との交流や、農業者の人手不足と障害がある人への就労機会の創出をマッチングする農福連携に取り組みました。

これら、食料・農業・農村に関する施策を進めた結果、令和6年度で評価可能なアウトプット指標の73項目のうち38項目が達成、35項目が未達成となりました。

未達成の項目については、施策の評価・検証結果を踏まえ、必要に応じて施策の方向性や施策の達成度を判断する指標の内容を見直した上で、P D C Aサイクルに基づき目標達成に向けて取り組みます。

2 上越市における食料・農業・農村をめぐる情勢と課題

当市は、平野部に比べ生産条件が不利な中山間地域を擁しており、農業従事者が減少、高齢化する中、耕作者や農地、農道、水路などの管理を担う人材の確保が困難な状況に好転の兆しが見えず、生産現場は依然として厳しい局面にあります。このため、人、モノ、情報などの経営資源や農業技術が継承されなくなることによる生産基盤の脆弱化が危惧されるほか、中山間地域を中心として農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されます。さらには、近年頻発している異常気象や自然災害等の変化に対する不安も増しています。

こうした中、食と豊かな自然環境を次の世代に継承し、これからも美しく活力ある農村であり続けるためには、経営規模や平野部と中山間地域といった生産条件の違い等も踏まえながら生産基盤を強化していく産業政策と、多様な主体の参画により地域の活力の創出を図る地域政策を総合的に進めていくとともに、異常気象の頻発化などへの対応として地球温暖化を緩和するため、農業生産工程等における温室効果ガスの発生抑制や、気候変動への適応策として高温耐性品種を導入するなどの対策を進める必要があります。

また、日本の主食である米の需給バランスが崩れ米価が高止まりする中、需要に応じた米の生産に取り組むとともに、農業者にとって再生産が可能でかつ消費者から納得をしていただく適正価格での取引が求められています。

これら課題の解決に当たっては、一層、農業者、消費者、事業者、都市住民、関係機関・団体のつながりを強化し、農業及び農村の有する価値と役割に対する市民の理解と支持を得ることが肝要と考えます。

3 上越市食料・農業・農村の目指す姿

私たちは、先人たちが築き守り抜いてきた伝統と技術に裏付けられた、当市の食料、農業及び農村を次の世代へ継承していかなければなりません。

そのためには、「産業政策」と「地域政策」の相乗効果を発揮させていくとともに、環境負荷の低減と生産力向上を両立させるための新たな生産技術等を取り入れていくことがより一層重要となることから、これまで以上に食料、農業及び農村が有する多面的な価値とその役割の大切さ、そして農業・農村の生産基盤の脆弱性に対する市民の理解と共感が何より重要となってきます。

この市民の理解や支持こそが、農業者のやりがいと誇りを高め、当市農業のブランド力の向上とともに新たな担い手確保に向けた当市の魅力向上につながり、ひいては当市の農業・農村を強く持続可能とするものと確信しています。

以上のことと踏まえ、本計画では次のとおり施策を講じていくこととします。

(1) 食料

高齢化や生活スタイルの変化に伴う食の外部化・簡便化の進展等を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、食料自給率の向上に貢献するため、全国に誇れる持続的かつ安定的な食料供給基地として、自然災害等のリスクに備えるとともに安全・安心で高品質な食料の需要に応じた計画生産を目指します。

また、市民一人一人が自らの健康に关心を持って食を選びとっていく力を身に付けることや、食生活の多様化、世代の特性等を踏まえた食育を推進するとともに、地域内で生産された農産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、学校給食等への活用、農産物直売所等での販売や各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、地域内で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を促進します。

あわせて、食品ロスについて広く市民の理解を深めるとともに、日常生活で取り組める施策を展開していきます。

(2) 農業

引き続き当市の農業が成長産業として持続的に発展していくためには、主要作物である米の価格の安定に向けて需要に応じた生産を継続するとともに、担い手たる農業者の意欲と誇りを一層醸成し、その気運を次の世代に継承していくことが重要です。また、新たな後継者の獲得に向けて、当市の農業とまちの魅力を市内外へ広く発信し、当市の生活や就農したときのイメージを具体的に描けるようにしていく必要があります。

さらに、新たな担い手の確保に向けた方向性として、平野部については大規模化する経営体への雇用就農や親元就農を推進します。一方、担い手・後継者不足が深刻な中山間地域については、農村の維持という観点から、親元就農や雇用就農はもちろんのこと、地域の新たな担い手として独立自営就農なども視野に入れ、半農半X、U I J ターン者、農業分野に参入する企業などの多様な担い手の確保に重点を置きます。

これらの担い手の確保に対しては、市の独自制度のほか、国の制度等を活用し移住・定住に向けた支援なども活用しながら、取組を進めます。

また、経営規模や家族・法人など経営形態にかかわらず、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化や農業生産基盤の整備、スマート農業の推進など、持続可能かつ足腰の強い農業経営を目指す取組を強化していきます。

あわせて、環境への負荷の低減を図るため環境保全型農業を推進するとともに、トレンドを捉えた需要に応じた米生産や園芸、畜産等との複合経営、特色ある農産品の産地づくりなどを通じて、農業者の所得向上を推進していきます。

(3) 農村

農村は、食料供給を担うという側面に加え、「国土保全」、「水源かん養」、「自然環境保全」などの多面的機能を発揮する場であるという特徴があります。農村では、農業生産活動と生活が密接に結び付いており、この一体性が、「多面的機能」と「地域コミュニティ」を支える基盤となっています。

耕地面積が広い当市には、多くの農村部が存在しており、中でも中山間地域には、棚田や豊富な雪解け水、山菜、郷土料理、伝統芸能など、様々な地域資源や伝統文化が存在し、これら地域資源は共同作業や相互扶助の文化が根付く中で地域に継承されてきました。

しかし、現状は少子化や高齢化が進み、農地の荒廃、集落の存続が危ぶまれる状況が広がりつつあることから、農村の維持・振興に向けた取組を進め、こうした流れに歯止めをかけることが必要となります。

このような状況を改善するべく、市内外からの多様な主体の参画により地域の活力の創出を図る地域政策を総合的に進めていき、人材の確保に努めます。

また、中山間地域を中心に、イノシシを中心とした鳥獣被害が深刻化・広域化していることから、地域と関係機関・団体が連携した被害対策を戦略的に展開していくとともに、捕獲した鳥獣をジビエとして有効活用していきます。

このように、農産物に限らず、農村にある様々な地域資源を最大限活用し、地域の活動の活性化につなげながら地域の農業の価値と魅力を高めていくことにより、農業・農村の維持・振興を図ります。

第2章 食料自給率及び農地の有効利用に関する目標

1 食料自給率

食料自給率とは、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標であり、国は食料の安全保障を評価する観点で供給熱量（カロリー）ベースの総合食料自給率と、農業の経済活動を評価する観点で生産額ベースの総合食料自給率などの目標を示しています。

■ 本計画における食料自給率・目標

本計画では国の供給熱量（カロリー）ベースの総合食料自給率と同様の考え方の下で算出することとします。

これにより、国や県の食料自給率と比べ、当市がどの程度食料の自給ができているかを示すことが可能となり、その食料自給率の高さが明確になることで、市内生産のポテンシャルの高さを示すことができ、市民へ安心感をもたらすとともに、そのことが市内農林漁業者の自信と意欲の創出にも寄与するものと考えます。

項目	現状(R5)	目標(R12)
市の食料自給率(カロリーベース)	106%	128%

【参考】

国(カロリーベース) ^{※1}	38%	45%
新潟県(カロリーベース) ^{※1}	114%(概算値)	—
上越市試算方式自給率 ^{※2}	46%	50%

※1【資料:農林水産省 HP】

※2 市内の生産量が市内全体の消費量を上回っている品目(米)の過剰分をカットし、食料自給率の試算から除外しています。市内で生産される特定の作物に限定した供給と消費のバランスを示した参考指標となります。

【参考】市内の水田における作物別生産面積の推移

(単位:ha)

作物	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産
主食用米	11,146	10,506	10,257	10,447	10,724
加工用米	456	590	593	541	512
備蓄用米	41	85	29	15	56
飼料用米	175	772	1,025	886	560
米粉用米	190	188	210	134	112
輸出用米	81	92	98	95	117
その他新規需要米	31	29	35	51	79
麦	1	1	1	5	8
大豆	386	373	340	318	249
そば	184	176	174	183	169
えだまめ等*	75	75	79	78	91
飼料作物	20	15	15	12	11
その他野菜	30	13	32	13	13
計	12,816	12,915	12,888	12,778	12,701

※「等」は、ブロッコリー・カリフラワー・キャベツ

【資料:上越市農業再生協議会】

2 農地の有効利用

農地の有効利用に関する目標は、上越市食料・農業・農村基本条例第8条第5項により、前項に規定する食料自給率の目標が達成できるよう、農地の確保、積極的な水田の活用等について目標値を定めるものとしていることから、これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込みつつ、新たに数値目標を設定します。

■ 耕地面積の見通し、水田の活用による作付面積及び耕地利用率

項目	現状(R6)	目標(R12)
耕地面積(A)	16,300ha	16,000ha
うち田の面積(B)	15,300ha	15,300ha
水田の活用による作付面積(C)	12,701ha	12,701ha
耕地(田)利用率(C/B)	83.0%	83.0%

【資料:作物統計(耕地面積)、上越市農業再生協議会(水田の活用による作付面積)】

第3章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

食 料

1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

(1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進

現 状

- 当市の耕地面積の約 94%は田であり、また、重粘土質であることから、主食用米に限らず、加工用米や飼料用米、輸出用米、稻WCSなどの非主食用米と合わせた水稻の生産が農地利用の大部分を占めています。
- 主食用米については、高品質・良食味の上越産米の安定供給とともに、営農継続が可能な米価水準を維持するため、「需要に応じた生産」と「安全・安心で高品質な米の生産」を進めています。
- 非主食用米については、将来を見据えた販路の拡大や異常気象による品質低下、米価下落等のリスクへの対応として、全ての生産者に作付けを推進するものの、輸出用米については令和6年産の作付面積が全体の1%程度（117ha）にとどまっています。
- 米の需給情勢は、令和5年産以降、米価がこれまでにない高水準で推移しているため、令和7年産の主食用米の作付面積が拡大し供給量が増加する一方、備蓄用米の放出や短粒種の輸入増加による比較的安価な米の市場流通などもあり、主食用米の需給見通しが不透明な状況にあるほか、主食用米への作付転換により非主食用米の生産量が減少するなど、水稻全体で混乱が生じています。
- 国は、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るため、水田活用の直接支払交付金を始めとする水田政策を令和9年度から根本的に見直す検討を進めています。

課 題

- 「安全・安心で高品質な米の生産」に向けて、生産管理の見える化や職場環境の安全性向上などにもつながるGAP認証の取得を推進する必要があります。
- 米価が下落する可能性も視野に入れ、安定した農業所得を確保できる非主食用米の生産維持・拡大に向けて、水田活用の直接支払交付金を始めとする国や県の補助金・交付金を最大限に活用するため、国による令和9年度からの水田政策の見直しを注視していく

必要があります。

○国の米輸出量は増加傾向にあり、近年最高を記録していますが、当市においては取り組んでいる農業者が少ないことから、主食用米の供給過剰による米価下落等のリスクに対応するため、輸出の取組を進めていく必要があります。

施策の方向性

○全国に誇れる食料供給基地として、引き続き「需要に応じた生産」や「安全・安心で高品質な米の生産」に努めるとともに、「営農継続が可能な体制づくり」を進めます。

○市場から求められる産地であり続けるため、関係機関・団体と連携し、米の栽培技術や需給に関する情報などを生産者へ提供し、高品質・良食味の上越米の生産維持による食料の安定供給に努めるとともに、非主食用米も含めた生産量の確保を進めます。

○水田活用の直接支払交付金を始めとする国や県の補助金・交付金を最大限に活用した食料生産を図るほか、国による令和9年度からの水田政策の見直しの内容を踏まえて、市として必要な施策を講じていきます。

○輸出用米の取組に関しては、将来的な米の需給バランスを考慮した販路多角化・リスク分散の方策の一つと捉え、農業者、農業団体、行政等の連携による生産と販路の拡大を推進します。

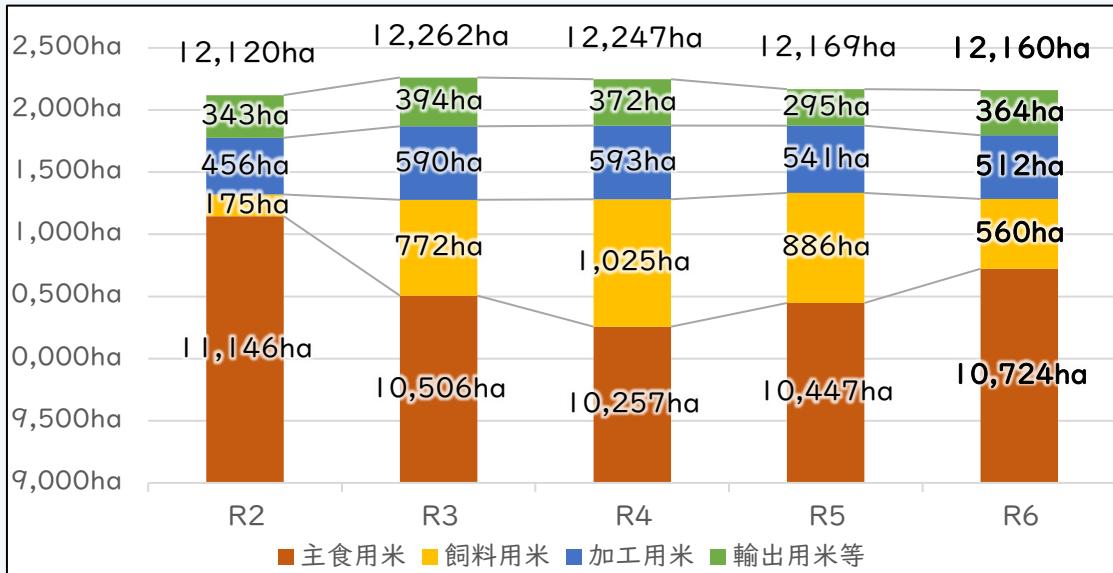
施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
全水稻 ^{※1} 作付面積	12,160ha	12,204ha
主要品種 ^{※2} 一等米比率	91.7%	95.0%
コシヒカリ食味ランク	A	特A
GAP認証取得農場数	7	11
輸出用米作付面積	117ha	180ha

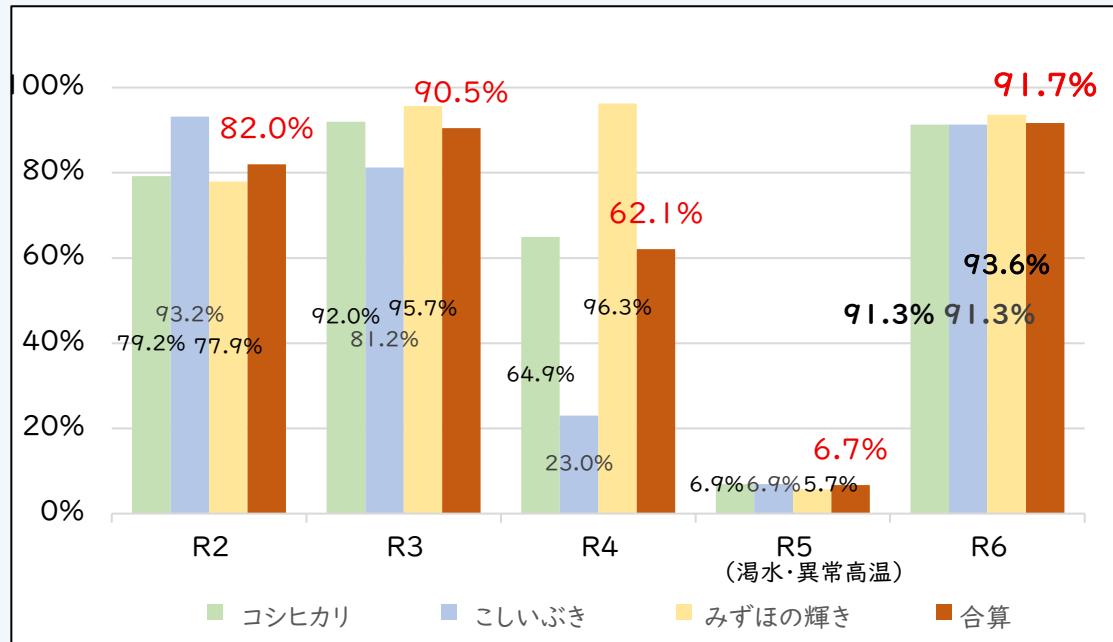
※1 全水稻は、主食用米と非主食用米を合計した面積

※2 主要品種は、コシヒカリ・こしいぶき・みずほの輝き

●全水稻作付面積の推移



●主要品種一等米比率の推移



●コシヒカリ食味ランク

項目	R2	R3	R4	R5	R6
コシヒカリ(上越地区)	特A	特A	特A	A	A

【資料:(一財)日本穀物検定協会 食味ランキング】

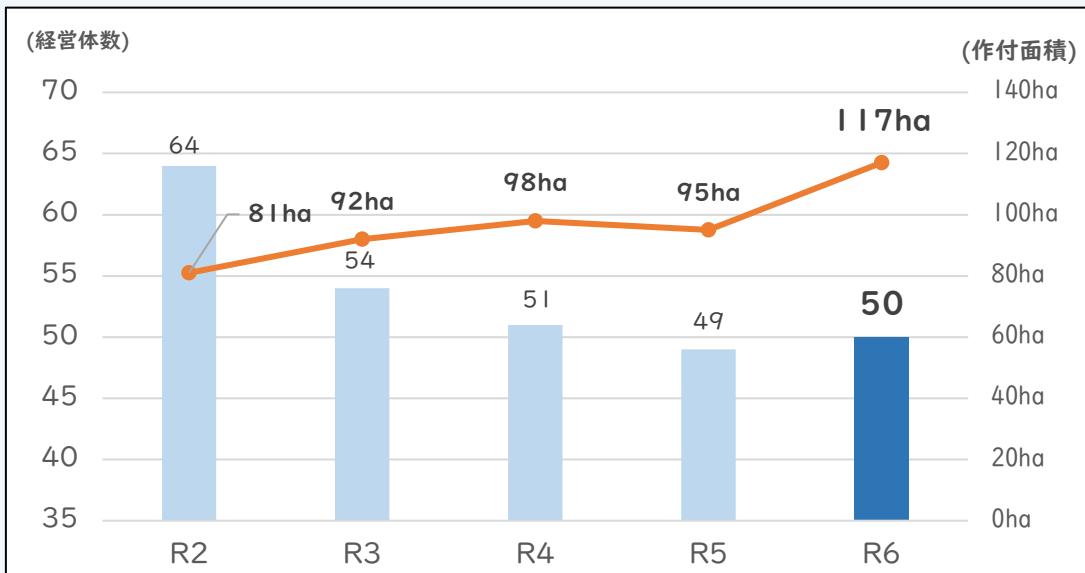
●GAP認証取得農場数

項目	R2	R3	R4	R5	R6
GAP認証取得農場数*	7	5	6	6	6

*各年度末時点での農場数

【資料:新潟県】

●輸出用米の作付面積と経営体数の推移



(2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止

現 状

- 農産物の生産に不可欠な優良農地は、農業従事者の減少や高齢化、地域の過疎化の進行により年々減少しています。あわせて非農業的需要の増大等に伴い、さらに減少することが予想されます。
- 市内耕地面積の約4割を占める中山間地域では、稲作を中心とした農業が営まれております。昼夜の寒暖差や豊富な雪解け水により高品質・良食味の上越米の産地を形成しています。
- 中山間地域は、傾斜地に不整形かつ狭小な棚田が数多く点在しており、平野部に比べて草刈りなどの管理作業に手間が掛かるほか、その年の降雨量や降雪量などの気象状況によっては、安定した水量が確保できないなど、厳しい生産条件も影響し、水田として維持し続けることが困難となっています。
- 国は、令和9年度からの水田政策の見直しに合わせ、中山間地域等の条件不利地域等において、地域の実情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討するほか、中山間地域等直接支払において、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する方向性を打ち出しています。

課 題

- 引き続き、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、担い手への農地の集

積・集約化や農地の適正かつ効率的な利用を促進することにより、優良農地を維持確保していく必要があります。

○農業が継承されない、又は担い手に集積されない農地については、荒廃農地等にならないために農地保全に向けた取組を進める必要があります。

○荒廃農地の発生を防止するため、生産条件が不利な農地においては、手間やコストを抑えることができる、そばや山菜などの作物への転換を促し、農地の保全や有効活用を進めるとともに、将来ビジョンに掲げる果樹などの所得の確保につながる高付加価値農業の実践により、担い手や後継者の確保を図る必要があります。

○国による令和9年度からの水田政策の見直しにおける、中山間地域等の条件不利地域への支援等を踏まえた取組が求められています。

施策の方向性

○計画的な土地利用を図るため、法に基づき農業振興地域制度を適切に運用し、優良農地の確保と適正かつ効率的な利用を推進するとともに、国による令和9年度からの中山間地域等の条件不利地域への支援の内容を踏まえて、必要な施策を講じていきます。

○農地中間管理事業による農地の集積・集約化や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地保全の取組の促進により、荒廃農地の発生防止に向けた対策を進めます。

○中山間地域においては、利用していく農地と粗放的に管理していく農地を区分した中で地域の実情に即した営農を目指すとともに、農業生産活動を継続するため、担い手や後継者の確保に向けた取組を推進します。

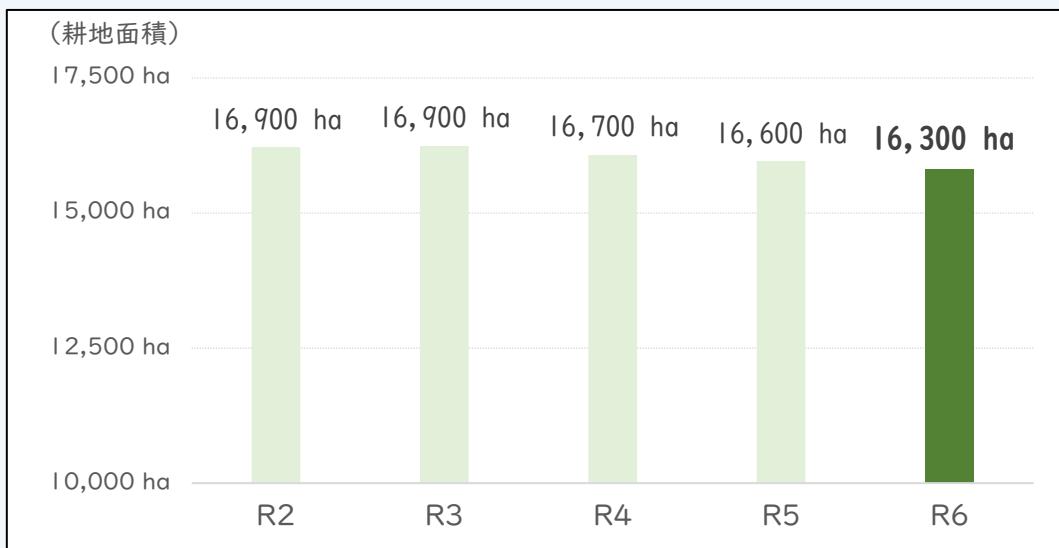
○農業生産活動の継続や農地の維持を図るため、農業の専門的な知見を有する元気な農業づくり推進員による将来ビジョンの実践地域等への指導・助言を継続して実施します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
耕地面積	16,300ha	16,000ha

【資料:作物統計(耕地面積)】

●耕地面積の推移



(3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進

現 状

- 近年、極端な渇水や高温、豪雨、豪雪等の影響により、米などの耕種分野や畜産分野での被害が激甚化・頻発化する傾向にあります。
- 国では、自然災害時であっても被害を最小限に抑え、農業経営を継続できるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版B C P（事業継続計画書）」の作成を促しています。これと合わせ、市では、当市特有の大雪災害への備えとして「大雪災害のリスクに備えるためのチェックリスト」の活用を促しています。
- 家畜伝染病については、ヨーネ病等の慢性疾病のほか、豚熱（C S F）や高病原性鳥インフルエンザが国内で継続的に発生しています。また、令和6年にランピースキン病が発生したことを受け、国では、まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農業者の経営支援などを進めています。
- イネカメムシや、トマトギバガなど、県内では発生していないものの国内ではこれまで見られなかった害虫が発生しているほか、県内においてもサツマイモ基腐病の発生が報告されています。

課 題

- 異常気象の発生による農作物等の収穫量の減少や等級の低下、家畜伝染病の発生による生産量の甚大な低下は、農業者等の経営へのダメージだけではなく、市内、国内の食料

の安定供給への影響も懸念されます。

- 異常気象や家畜伝染病等の脅威から農作物等への影響を最小限にとどめるため、農業者、関係機関・団体、行政それぞれが予防対策や被害軽減に向けた取組を実施する必要があります。
- 家畜伝染病及び病害虫に関する最新の情報を収集し、予防対策及び発生時の対処方法とともに、いざというときに対応できる体制の構築をあらかじめ進める必要があります。
- 災害への備えの意識を高めるとともに、当市特有の大雪などの自然災害に備える必要があります。

施策の方向性

- 自然災害による農業経営へのダメージを軽減できる対策を、効果的な時期に農業者に周知します。とりわけ地球の温暖化により今後も恒常に異常高温が見込まれるほか、小雪や降雨の影響による水不足の発生が懸念されることから、作期の分散や高温耐性品種の選定などの高温対策、番水、利用時間の調整、間断灌水などの節水対策等を周知する必要があります。
- 小雪による春の水不足やフェーン現象など、予見可能な自然災害については、気象情報を注視しながら県やJAとの連携により様々な情報媒体を活用し、農業者に周知を図ります。
- 異常気象や新たな病害虫が発生した場合においても、関係機関・団体と連携して生産現場の情報を迅速に把握するとともに、被害の予防及び軽減に必要な支援や情報提供を速やかに行い、農作物及び畜産物の安定供給に努めます。
- 市内の農業者が自然災害を原因とした廃業や規模縮小、復旧の遅延による市場からの評価の低下を招かないよう支援します。
- 農業保険や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）などの農業セーフティネットへの加入を促すなど、災害に対する意識を啓発します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
主要品種*一等米比率	91.7%	95.0%

*主要品種は、コシヒカリ・こしいぶき・みずほの輝き

【資料:えちご上越農業協同組合】

2 消費者と食・農とのつながりの深化

(1) 消費者と生産者の関係強化

現 状

- 消費者の食材に対する「安全・安心」や「新鮮さ」、「地産地消」へのニーズが高いことから、生産者の顔が見える農産物直売所の市内全体の売上は増加傾向にありますが、農産物を出荷する生産者数が減少している地域もあることから、各農産物直売所の売上には地域差があります。
- 市内生産者のうち、自ら農産物の販路拡大などに取り組む生産者が増加しつつあります。
- 当市へのふるさと納税で選ばれた返礼品の多くが米を始めとする農林水産物であり、寄附額の約7割を占めています。
- 当市の食と農の魅力を体感できる取組として、親子食農体験や棚田オーナー制度、都市生活協同組合員等の消費者と生産者との産地交流を実施しています。

課 題

- 小規模な直売所は、情報発信力が弱い傾向にあり、イベントや旬の農産物の商品情報が市内外の消費者へ届きづらいことから積極的な情報発信を行う必要があります。
- 農村の活性化や農業・農村に対する消費者の理解を促進するとともに、更なる農産物の販路拡大を図るため、消費者・食品関連事業者等と生産者をつなぐ取組や生産者の販売力を強化する取組を進めていく必要があります。
- 当市には様々な魅力的な農産物等があることから、ふるさと納税制度等を活用し、米にとどまらず、くびき牛・くびき和牛や果樹、野菜などについてもその魅力を全国に発信する必要があります。
- 地場産農産物の需要拡大や有利販売を促進するため、引き続き、これまで実施している農業体験などの交流を通じて、当市の食と農の魅力を発信していく必要があります。

施策の方向性

- 上越直売所祭りの開催のほか、地場産農産物等に関するSNSでの発信やマスコミへの情報提供など、積極的な情報発信を行うことにより、市内外の消費者から市内農産物直売所にお越しいただき、市内農産物直売所の利用拡大と販売額の向上につなげます。
- 農業者が行う首都圏マルシェへの出店やインターネット販売などのマーケティング活

動を支援し、生産者と大消費地の消費者とを直接つなぐことにより、農業者の販路拡大、所得向上につなげます。

- ふるさと納税を活用し、魅力的な農産物の返礼品を増加させることにより、地場産農産物を周知し、当市への寄附額の増加に加えて農産物の販路拡大につなげます。
- 都市生活協同組合との農業体験や、棚田オーナー制度を活用した地域と首都圏を始めとする消費者との交流を通じ、生産者と消費者のつながりを強化することにより、消費者からは農業の理解の深化や農村の活性化とともに、地場産農産物等の需要の拡大と有利販売を促進します。

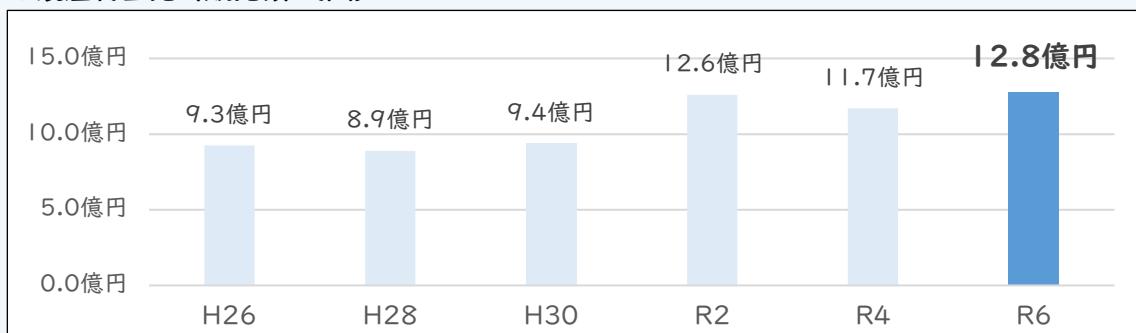
施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
農産物直売所販売額 ^{※1}	12億7,664万円	13億円
都市生活協同組合での地場産農産物・農産加工品の販売額 ^{※2}	3億8,827万円	4億9,300万円

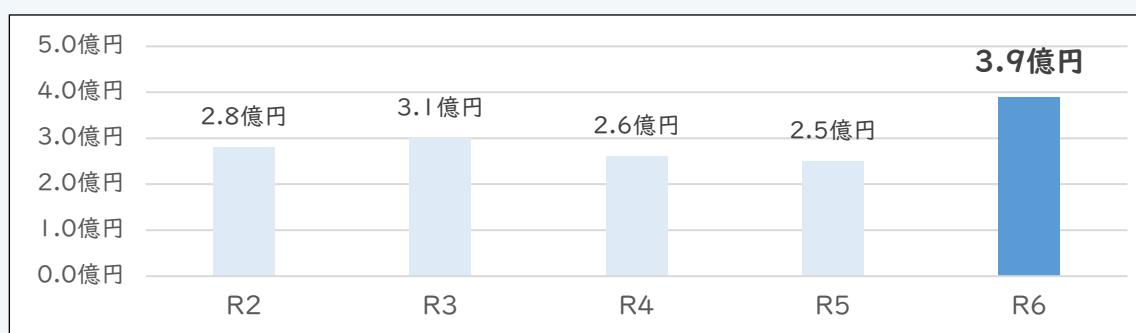
※1【資料:令和6年新潟県農産物直売所調査結果(調査は隔年実施)】

※2【資料:農村振興課集計データ】

●農産物直売所販売額の推移



●都市生活協同組合での地場産農産物・農産加工品の販売額の推移



(2) ライフステージに対応した食育の推進

現 状

- 当市は、海、山、大地など豊かな自然と多様な食材を有し、学校・家庭・地域単位での食や農に関する体験を行うことができるなど、子どもから大人まで食に触れる機会があります。
- 乳幼児期・学童期には、給食や農業体験を通じて、食に関する基礎知識や郷土料理に触れる機会のほか、望ましい食習慣を身に付ける取組が行われています。
- 青年期・成人期では、健康的な食生活や親から子へ望ましい食生活を伝える取組が進められています。

課 題

- 乳幼児期・学童期は食習慣形成の重要な時期となりますが、一定数の子どもで朝食の欠食が見られる現状を踏まえ、学校や地域と連携して望ましい食習慣を身に付ける機会を充実させる必要があります。
- ライフスタイルの多様化や家庭環境の変化に伴い、若い世代を中心に食育への関心や実践が不十分であり、食の自己管理力や健全な食習慣の定着に課題があります。
- 豊かな自然と独自の食文化に恵まれていますが、世代を超えて健全な食生活を定着させる取組や、郷土料理を継承し次の世代につなげていくことが課題となっています。

施策の方向性

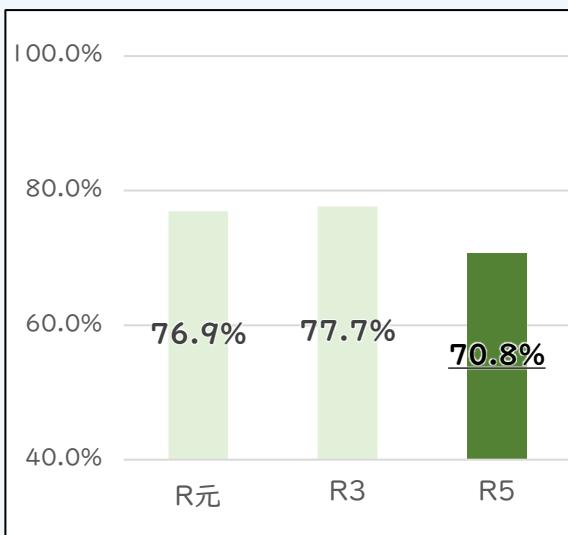
- 市民一人一人の「食」への関心が高まり、各ライフステージにおいて食育が実践されるよう取り組みます。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもから大人までが食の知識や習慣を身に付け、郷土の食文化を理解するとともに、食や農業への関心を広げ、次の世代へつなげる取組を推進します。

施策指標

項目	現状(R5)	目標(R12)
食育に関心を持っている市民の割合(食育市民アンケート)	70.8%	90.0%

【資料:食育市民アンケート】

●食育の関心度の推移



▲食育啓発イベントでの料理教室の様子



▲高校生向け食育講座(ちまきの結び方)

(3) 地産地消の推進

現 状

- 農産物直売所の利用促進や、プレミアム認定店を始めとする地産地消推進の店による地場産農産物の利用や消費者への提供などにより、地産地消の意識が浸透しつつあります。
- 学校給食においては、米飯は全て上越産米を使用しているほか、野菜についても地場産農作物の使用を進めています。また、農作物の生産過程や食の大切さ、地場産農産物への理解を深めることを目的に、市内小学校では、総合学習の時間において水稻や野菜栽培の農業体験活動や生産者との交流活動を行っています。

課 題

- 地産地消に関しては、価格や利便性を優先する消費者も多いことから、より多くの方に地産地消の取組を知ってもらう機会を設ける必要があります。
- 当市は、降雪により露地野菜の生産期間が限られていることに加え、異常気象等による天候不順などの影響もあり、学校給食や農産物直売所、地方卸売市場に安定した品質や数量の青果物を通年で供給することが困難な状況にあります。
- 学校への地場産農産物の納品における流通の仕組みや確保できる生産者数が異なるなど、学校給食用野菜の使用率を高めるための地域それぞれの課題を洗い出し、対応策

を検討する必要があります。

施策の方向性

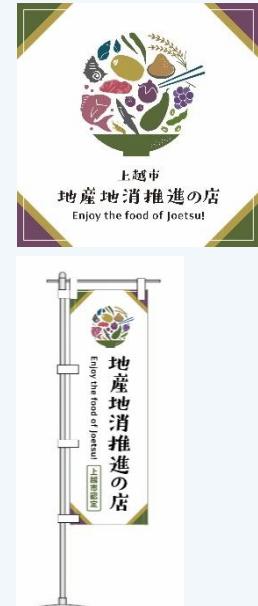
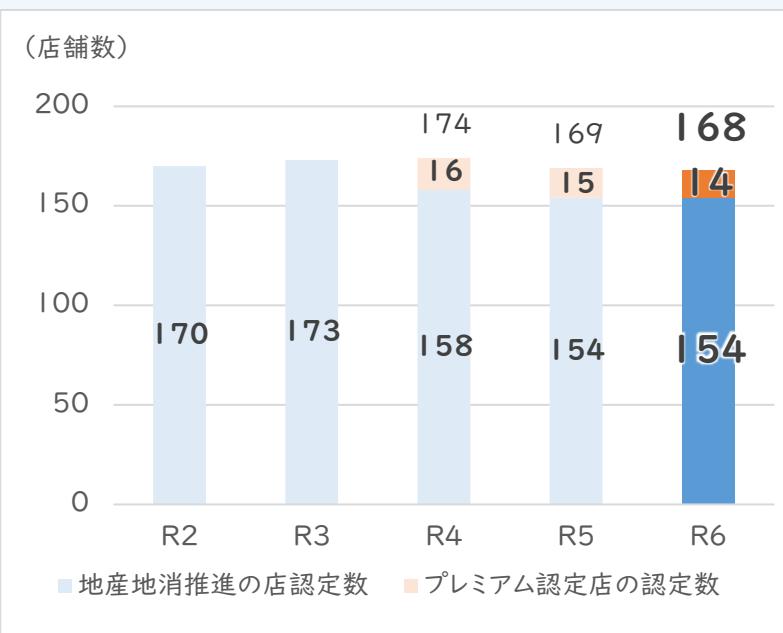
- 地場産農産物の安定供給体制を構築するための一環として、上越産品を積極的に取り扱う小売店や飲食店などの「地産地消推進の店」及び「地産地消推進の店プレミアム認定店」の増加に向けた取組を推進します。
- 関係機関・団体と連携し、学校給食における品目別の地場産農産物の必要量、市内での生産状況、気象条件や生育適期等を勘案した供給可能時期、流通の仕組みなどの現状を把握・共有し、生産と供給の仕組みの中から改善の検討を行い、対応可能なことから実践することで、学校給食への地場産農産物の使用率の向上を目指します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
地産地消推進の店認定数	168軒	188軒
学校給食への地場産野菜の使用率	14.0%	18.0%

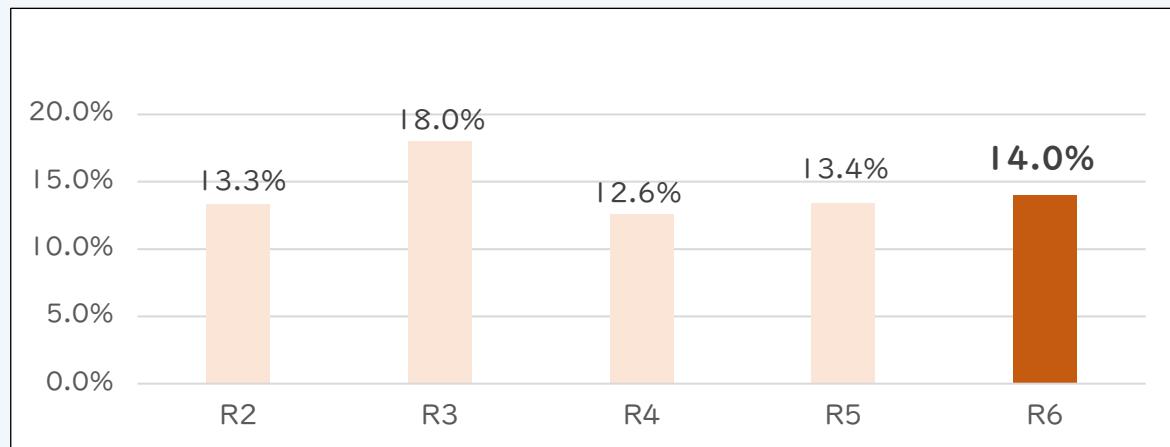
【資料:農村振興課・教育総務課集計データ】

●地産地消推進の店認定数の推移



▲地産地消推進の店の販売促進
資材

●学校給食への地場産野菜の使用率



(4) 食品ロスへの対応の強化

現 状

- 当市では、早くから生ごみの分別収集を実施し、また、生産段階から規格外農産物の活用を促進するための6次産業化の推進や宴会時の「20・10運動」の呼び掛けなど、食品ロス削減に向けた啓発活動を展開しています。
- 食品ロス削減の取組を推進するため、令和7年2月に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減推進計画を加えた「上越市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。
- 当市の家庭系食品ロスの発生量は、市民一人当たり約10kg/年であり、全国値(約19kg/年)と比べて大幅に少ない水準にあります。
- 国が公表した令和4年度の事業系食品ロス量は236万tとなり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の基本方針において設定した令和12年度の当初目標(273万t)を前倒しで達成しました。

課 題

- 食品ロス問題の認知は進んでいるものの、食品ロス削減の必要性を理解し、日常生活での実践行動につなげる市民の意識醸成を図る必要があります。
- 国が事業系食品ロスについて、新たな令和12年度目標(219万t)を掲げる中、納品期限の緩和などの食慣習の見直し、外食における食べきりの推進など、事業者による取組を広げるために、市として啓発・情報発信等を実施し、事業者の自主的な取組を支援する必要があります。

施策の方向性

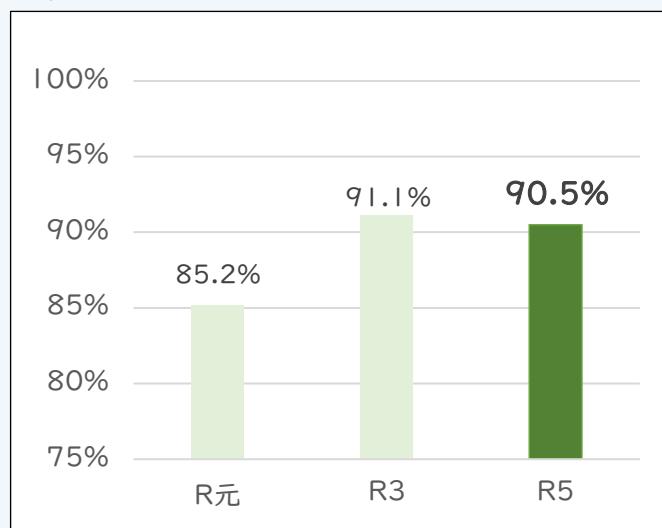
- 市民一人一人が食品ロスの課題を理解し、日常生活の中で食べ物を大切にする意識と行動が根付くよう取り組みます。
- 家庭・農業者・事業者・地域が連携し、それぞれの立場で食品ロス削減に向けた取組を進め、地域全体で「もったいない」の精神を共有しながら、「食べ物を大切にする持続可能な地域社会」の実現に向けた取組を推進します。

施策指標

項目	現状(R5)	目標(R12)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合(食育市民アンケート)	90.5%	92.6%

【資料:R5 実施 上越市食育市民アンケート】

●食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合



▲「20・10運動」啓発リーフレット

農業

1 持続可能な農業構造の実現

(1) 新たな担い手等の確保・育成の強化

現 状

- 少子化や高齢化の進行により、農業の担い手不足が進行しています。特に中山間地域では深刻化しており、農業はもとより、農村を維持する担い手の確保が困難な状況となっています。
- 当市の新規就農者数は、年平均 20 人以上となっており、その内訳は、法人などへの雇用就農が約 75%、親元就農が約 17%、独立自営就農が約 8% となっています。
- 就農者の定着を図るため、国・県の支援制度を活用するとともに、農業用機械購入費の補助などの市独自の支援を行っています。
- 就農イベント等への出展やおためし農業体験の実施により、認定新規就農者など、農業を支える多様な人材の確保と育成を進めています。
- 若年層や都市住民の中には農業や地方での暮らしに关心を持つ方も増えていることから、SNS 等を活用した移住や就農につながる情報発信が重要になっています。

課 題

- 農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。
- 就農希望者が当市農業に対し、興味・関心を高め、その後の就農につなげるため、より多くの就農希望者に当市の農業や支援制度等を広く周知し認知度を高める必要があります。
- 新規就農者は、栽培技術や経験、経営ノウハウが不足していることから、経済的に不安定になりやすい状況にあります。
- 担い手の高齢化や後継者不足が進む中、地域の農業を支える担い手の育成を進めるとともに、市内外の農業者以外の多様な人材が、農業や農村の維持・発展の重要性を認識すること、また、これらに関わる機会の創出や関わりやすい仕組みづくりが必要です。
- 農業の魅力や可能性を効果的に発信し、市内はもとより、市外・県外からの関心を高めることで、新たな関わり手や担い手を呼び込む取組が求められています。

施策の方向性

- 親元就農、新規参入及び農業法人等への就業等、農業経験の有無を問わず幅広い新規就農者の確保に積極的に取り組むほか、中山間地域では、農村の維持という観点から、地域の新たな担い手として独立自営就農なども視野に入れ、地域おこし協力隊制度の活用や半農半X、U I J ターン者、農業分野に参入する企業などの多様な担い手の確保を図ります。
- 当市への就農のきっかけづくりとして、就農イベントへの出展などにおける情報発信や農業体験等の取組を継続するほか、イベント時の相談対応や農業大学校などとの意見交換等を参考に、より効果的な周知方法の検討を進めます。
- 農地等の資源が次の世代の担い手に確実に継承されるよう、就労条件や農作業安全等の雇用環境の整備や家族経営協定の締結を促進することで、雇用就農や親元就農など、後継者の確保に向けた環境整備に努めます。
- 就農希望者が農業における基礎的な知識と技術を身に付けた上で就農し、経営の安定と継続が図られるよう、関係機関・団体と連携し、就農相談から就農、経営定着まで段階に応じたきめ細やかな支援に取り組むとともに、研修の場や研修体制の確保に向けた検討を進めます。
- 営農に関する悩みなどを相談しやすい環境を整えるため、若手農業者同士の交流や仲間づくりなどに取り組みます。
- 消費者が農業の価値と魅力への理解を深めることにより、農業者が誇りと意欲を高め、発展的な将来展望を描く環境づくりを推進します。
- S N Sなどを活用し、農業や農村の魅力、地域の暮らしを発信することで、多様な人材が農業に関心を持ち、関わる機会を拡大します。

施策指標

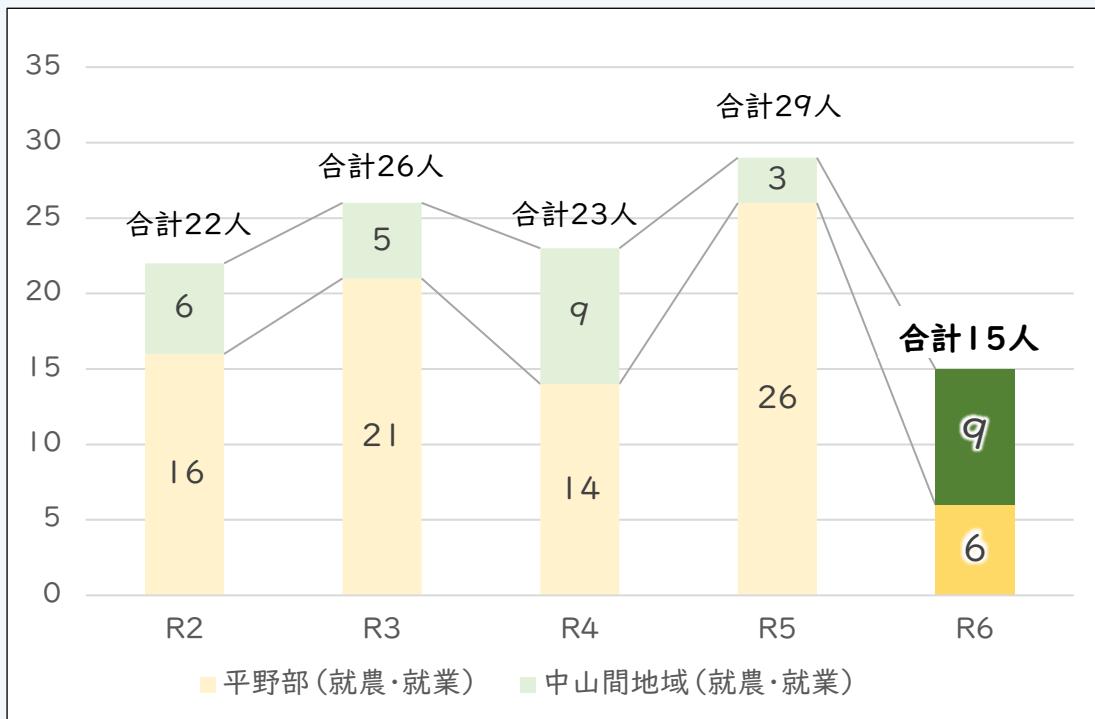
項目	現状(R6)	目標(R12)
新規就農者の年間確保数	15人	35人

【資料:農政課集計データ】

●新規就農者の推移(R2~R6)

	合計	男	女	就農形態			出身地		
				就業	就農	うち親元就農	県外	県内他市町村	市内
R2	22人	18人	4人	17人	5人	3人	2人	5人	15人
R3	26人	21人	5人	22人	4人	2人	2人	3人	21人
R4	23人	18人	5人	20人	3人	3人	5人	2人	16人
R5	29人	19人	10人	17人	12人	10人	3人	2人	24人
R6	15人	13人	2人	10人	5人	1人	4人	1人	10人
合計	115人	89人	26人	86人	29人	19人	16人	13人	86人
(割合)	-	(77%)	(23%)	(75%)	(25%)	(17%)	(14%)	(11%)	(75%)

●新規就農者の平野部と中山間の比較



(2) 強い農業経営体の育成

現 状

- 当市の令和6年度の認定農業者数は、746経営体で減少傾向にありますが、ほ場整備や経営の大規模化の進展等に伴い、担い手への農地集積率は約76%になっています。
- 農地集積による経営規模の拡大や雇用による労働力の確保などを図るため、認定農業者のうち167経営体が法人化しています。一方で、高齢化や後継者不足により離農や農事組合法人の解散に伴い、農業法人は令和2年をピークに減少しています。
- 65歳以上の農業就業人口の割合が、平成2年から令和2年の30年間で約36.4%から約71.6%まで上昇し、農業従事者の高齢化が一段と進行しています。特に中山間地域においては、担い手・後継者不足が深刻化しています。

課 題

- 経営継続に不安を持つ集落営農型法人では、持続可能な法人経営や運営改善が急務となっています。
- 米価の大幅な変動や肥料、物流費等の物価高騰による生産コストの上昇など、この先の見通しが不安定な状況となっています。
- 今後の社会情勢の変容や米価、資材価格が見通せない状況にあることから、生産コストの低減や労働力の軽減に向けた取組を一層進め、所得の確保に努める必要があります。

施策の方向性

- 持続可能な農業構造への転換に向け、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、生産現場における人手不足等や生産コストの上昇に対応するため、地域に合った法人間の連携やスマート農業機械を利用した作業代行等の定着を促進します。
- 上越市担い手育成総合支援協議会及び関係機関・団体と連携し、経営の改善や発展に欠かせない経営管理能力の向上に資する研修会等を開催し、様々な状況に対応できる強い経営体を育成します。
- 生産性向上に資する基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化と合わせ、スマート農業の推進による生産コストの低減及び法人化の推進により経営体质の強化を図り、雇用就農を促進するとともに、将来の経営者となり得る担い手を育成します。
- 中山間地域においては、これらの取組と合わせ、地域の農業の将来を話し合う場などを通じて、地域おこし協力隊など地域外の人材や農福連携などによる多様な担い手の確保

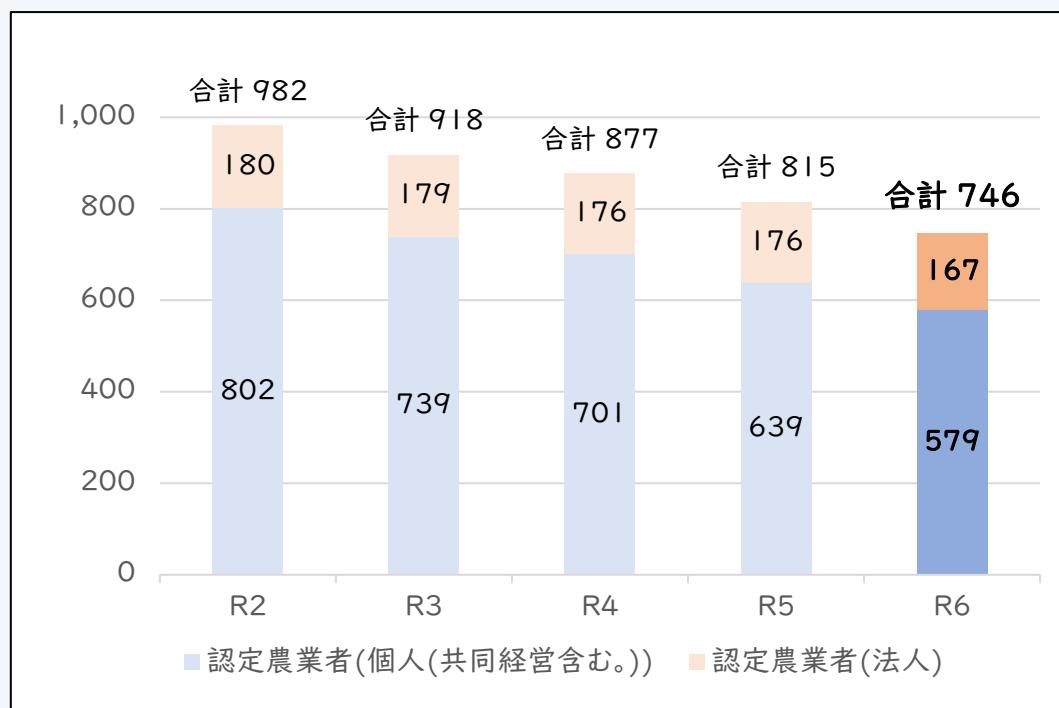
に努めるとともに、特色のある農産物や農産加工品の高付加価値化により所得を確保し、農業生産活動の継続を目指します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
法人数(認定農業者)	167 法人	173 法人

【資料:農政課集計データ】

●認定農業者の推移



▲認定農業者等を対象とした研修会の様子

(3) 地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進

現 状

- 人口減少や高齢化により、農業従事者が減少し、特に中山間地域は高齢化の進行や後継者不足が顕著であり、農地の維持管理が年々難しくなっています。
- 国では、目指すべき将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化する「人・農地プラン」について、より実効性を高め、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保し、農地の集積・集約化の取組を加速化させるため、令和6年度に「地域計画」として法定化しました。
- 当市では、地域で農業者等による協議の場を開催し、その地域における将来の農業の在り方や、10年後の農地の担い手を落とし込んだ目標地図を含めた市内25地区の「地域計画」を令和7年3月に策定しました。

課 題

- 今後も人口減少に伴う農業者の減少が想定され、農地の受け手となる担い手の役割がこれまで以上に重要となることから、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を進める必要があります。
- 地域計画は、策定して終了ではなく、地域の農業を将来へ継続させていくため、より集積・集約化が図れるよう地域での協議を重ね、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、より良い将来像の実現を目指していく必要があります。

施策の方向性

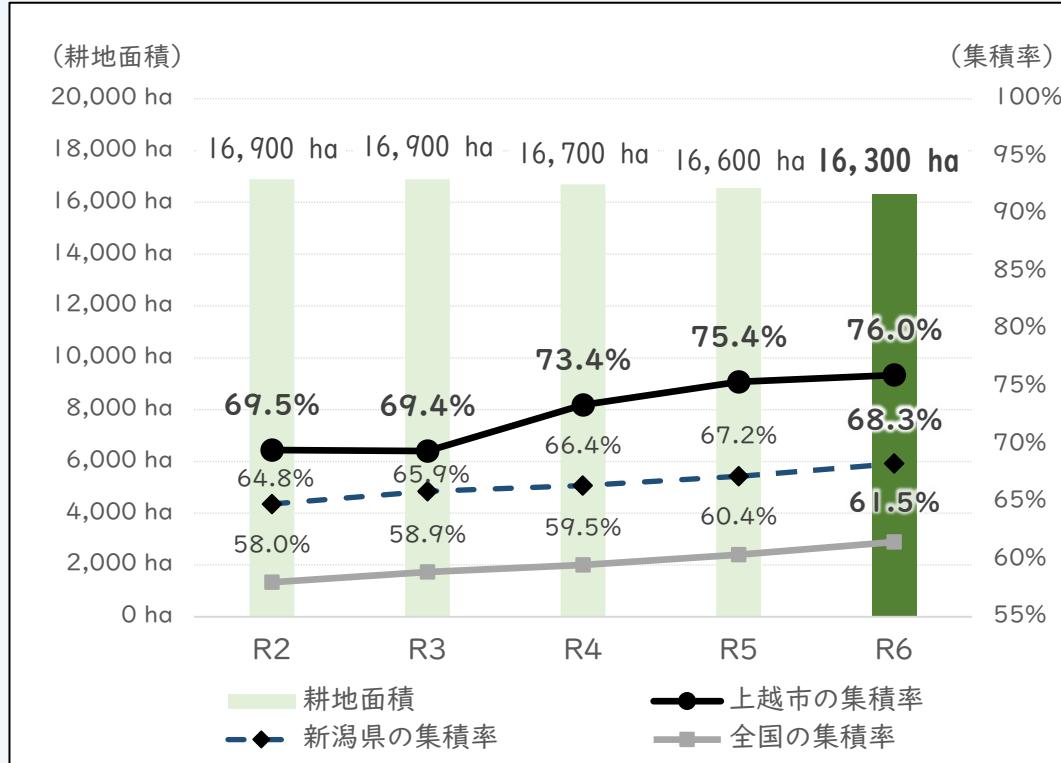
- 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構を始め、県、JA及び土地改良区等の関係機関・団体と連携して、農地中間管理事業等を活用した取組を進めます。
- 地域農業を将来へ継続するため、農業者等による協議の場を開催し、地域の意見を取りまとめ合意形成を図るとともに、継続的な見直しにより地域計画のブラッシュアップに取り組んでいきます。
- 国の補助事業の活用を促しながら、大区画ほ場整備等を推進し、意欲ある経営体の育成を進めます。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
農地集積率	76.0%	90.0%

【資料:作物統計(耕地面積)】

●農地集積状況の推移



2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

(1) 農業生産基盤の整備

現 状

○当市では、県営経営体育成基盤整備により、ほ場整備を実施し、ほ場の大区画化・汎用化と合わせ、担い手への農地利用集積を一体的に進め、水田経営における低コスト化を推進しています。

課 題

○農業者の減少や高齢化等が進行する中、農業生産における基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な状態で次の世代へと継承を図ることが喫緊の課題となっています。

施策の方向性

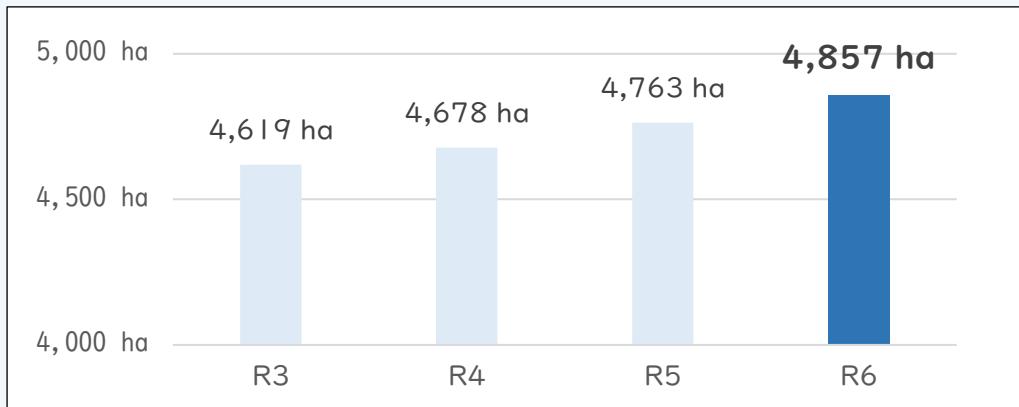
- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの低減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進します。
- 自動走行農機や I C T 水管理等のスマート農業化など、農業構造や営農形態の変化に対応した農業生産環境の整備を推進します。
- 中山間地域においては、生産及び維持管理コストの低減と担い手の確保に向けて、水路及びほ場等の整備を推進します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
1ha 区画以上のは場整備面積	4,857ha	5,157ha

※は場整備の事業主体:新潟県

●ほ場整備面積の推移 (1ha 区画以上)



▲県営経営体育成基盤整備事業(木島地区 着手前)



▲県営経営体育成基盤整備事業(木島地区 着手後)

(2) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進

現 状

- 人口減少に加え、農業者の高齢化による法人の解散や離農等により、労働力不足が深刻となっており、地域農業の維持や農地の荒廃が懸念されています。
- とりわけ平野部では、担い手への農地の集積により大規模化が進む一方で、急速に拡大する経営規模に対応できる設備や人員の確保、農地の集約による作業の効率化が実現できていない状況にあります。
- 中山間地域では、労働力不足が深刻であり、農地の荒廃化にとどまらず、農業・農村の維持が懸念されています。
- 令和元年度、国の「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」に採択されたことを契機として、農作業の効率化・省力化や生産コストの低減のほか、経験に頼らない農業の実現による後継者の確保等が期待できるスマート農業技術の導入を推進しています。
- 令和6年度に市が実施したアンケート調査では、「スマート農業機械導入・活用する経営体の割合」は18.4%となっています。

課題

- 市のアンケート調査によると、スマート農業機械を導入しない理由として「導入コストが高い」、「スマート農業機械の操作が不安」などが挙げられています。
- 農作業の効率化・省力化に向けて、スマート農業機械を活用したV溝乾田直播栽培やドローンによる散播など、育苗を必要としない水稻の栽培技術を進めていますが、雑草や鳥害対策のほか、初期投資と技術習得の難しさ、収量の不安定さなどの課題を解決する必要があります。
- 中山間地域農業の維持・発展に向けて、中山間地域における農作業の効率化・省力化が可能な農業用ドローンやラジコン草刈り機などのスマート農業機械の共同利用や、これらの機械を有するコントラクターなどへの作業委託等を推進する必要があります。

施策の方向性

- スマート農業技術の普及拡大に向け、実演見学会を開催するとともに、農業者が国・県の補助事業を活用してスマート農業機械等が導入できるようサポートを行い、スマート農業機械の導入促進を図ります。
- スマート農業技術の導入により生産コストの低減や労働力の軽減が図られるよう、関係機関・団体との連携を強化し、栽培技術の向上に資する農業者向けの研修や情報共有を進めます。

指標施策

項目	現状(R6)	目標(R12)
大区画化ほ場でスマート農業技術を活用した場合の 60kg当たりの米生産コスト	10,253 円	9,500 円
スマート農業機械導入・活用する経営体の割合	18.4%	30.0%

【資料(生産コスト):米生産コストは上越市スマート農業実証プロジェクトの実績、収量は作物統計調査の新潟県収量実績(ふるい目 1.85mm)を基に算出、(スマート機器導入割合):上越市実施アンケート】

●大区画化ほ場でスマート農業技術を活用した場合の 60kg当たりの米生産コスト

R2	R3	R4	R5	R6
9,390 円	10,147 円	9,555 円	10,415 円	10,253 円

※米生産コストは上越市スマート農業実証プロジェクトの実績、収量は作物統計調査の新潟県収量実績（ふるい目 1.85mm）を基に算出



▲アシスト機能付直進トラクターによる V 溝乾田直播



▲自動給水栓による給水

●スマート農業機械導入・活用する経営体の割合

R2	R3	R4	R5	R6
—	15.6%	16.7%	16.7%	18.4%

※R3～R5 は市主催のドローン実演会参加者アンケート調査、R6 は認定農業者へのアンケート調査等から算出

(3) 環境保全型農業の推進

現 状

○国では、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、令和 4 年度に「環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」と表記）」を施行し、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を進めています。

○みどりの食料システム法に基づき、県と県内全 30 市町村が共同で「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画と表記）」を策定しました。県では、基本計画を踏まえて農業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定（みどり認定）を行い、認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者を「にいがたエコファーマー」と呼び、その活動を支援しています。令和 6 年度において、当市の「にいがたエコファーマー」の認定数は 2 件となっています。

○国では、令和 9 年度を目標として、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みど

り認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じて交付する仕組みとする新たな環境直接支払交付金の創設に向けた検討を行っています。

○当市では、将来にわたり持続可能な農業の実現に向け、自然環境と調和のとれた農業生産を推進しています。

○令和6年度の環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は県内トップの約790haであり、このうち有機栽培の取組面積は60haとなっています。

課題

○地球温暖化が進むと、これまでと同様の作物や品種の栽培が困難になることも想定されることから、将来にわたる持続可能な農業の実現に向けて、農業者に対し農業生産における環境負荷低減の必要性を周知する必要があります。

○環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換を進めるには、生産コストや労力に見合った農産物価格となる販路の確保や、転換に必要な機械設備への支援や作付誘導策が必要です。

○とりわけ有機栽培は雑草対策が課題であり、新規取組者の増加や生産規模の拡大が進まない大きな要因と言えます。

○新たな環境直接支払交付金制度に対応できるよう、対策を講じる必要があります。

施策の方向性

○農業者に環境保全型農業を推進する意義を周知するとともに、環境保全型農業直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用を促し、化学合成農薬や化学肥料の使用を慣行栽培よりも5割以上低減する栽培に取り組む経営体数と面積の拡大を目指します。

○有機農業に取り組む人材の確保に向けて、関係機関・団体との連携を強化するとともに有機栽培を実践している農業者の協力を仰ぎ、普及や技術指導の充実を図ることにより、有機農業の取組面積の拡大を目指します。

○消費者に対し、環境保全型農業がもたらす環境負荷低減などの効果を広く周知するとともに、それによって生産される安全・安心な農産物の生産工程や価値を理解する機会を創出します。

○今後の国の方針を踏まえ、環境保全型農業に取り組む農業者に、設備投資の際に税制優遇などのメリット措置がある、みどり認定の取得を促し、環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換を進めます。

施策指標

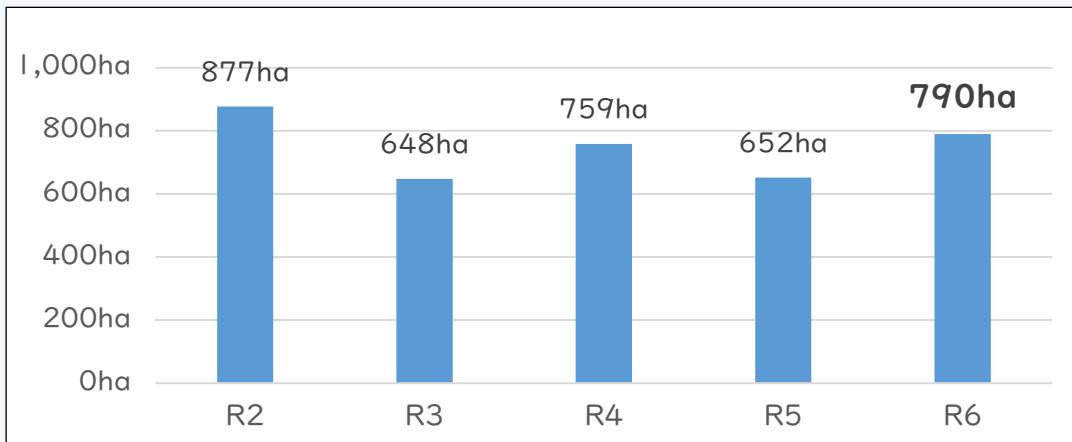
項目	現状(R6)	目標(R12)
環境保全型農業に取り組む面積	790ha	885ha
うち多面的機能支払交付金 ^{※1} の取組面積	—	292ha
うち環境保全型農業直接支払交付金 ^{※2} の取組面積	790ha	593ha
うち有機農業の取組面積	60ha	120ha

※1 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する制度

※2 化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する制度

【資料:環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金実績】

●環境保全型農業直接支払交付金の制度活用により環境負荷低減に取り組んだ面積



(4) 園芸の振興

現 状

○収益力の高い魅力的な產品の産地づくりに向けて、上越市農業再生協議会の「水田収益力強化ビジョン」に基づき、大豆やそばのほか、土地利用型の園芸作物の作付けを進めています。

○JAが主体となり、生産拡大と販売の仕組みの強化、集出荷貯蔵体制の整備などによる上越産えだまめのブランド力の向上と所得の確保に努めています。また、上越地域農業振興協議会では、ほ場整備に伴う園芸導入の推進などにより、「ブロッコリー」、「ねぎ」、「アスパラガス」を重点品目とし、令和 14 年度には販売売上額を現状の 3 割増とする

目標を立て取組を推進しています。

- 市内では、中山間地域の斜面や水田を利用して、醸造用ぶどうが 8.9ha 栽培されており、豪雪地域という自然条件と向き合いながら、良質なぶどうの栽培やワイン製造にも取り組んでいます。

課題

- ほ場の大半が重粘土質であり、園芸品目の栽培には厳しい土壌条件であることから、排水対策を徹底する必要があります。
- 水稻とえだまめとの複合経営を推進してきたことから、えだまめの作付面積は着実に増加していますが、水稻との作業の重複回避、労力軽減と合わせ、収量及び品質の確保が課題となっています。
- 高齢化や担い手不足を理由に離農を選択する農業者も多く、園芸の担い手の確保・育成が急務となっています。
- 園芸品目の導入の際は、生産された作物が販売に結び付くように、地方卸売市場や直売所などの出荷先や販売先を見据えた上で、それぞれの経営方針に見合った品目や品種、作付時期等を選択し、販売戦略に基づく取組を意識して進める必要があります。
- 所得確保に向けて、農作物収穫後のほ場で他の品目を作付けするなど、農地の更なる高度利用や規格外品の有効活用を図る必要があります。

施策の方向性

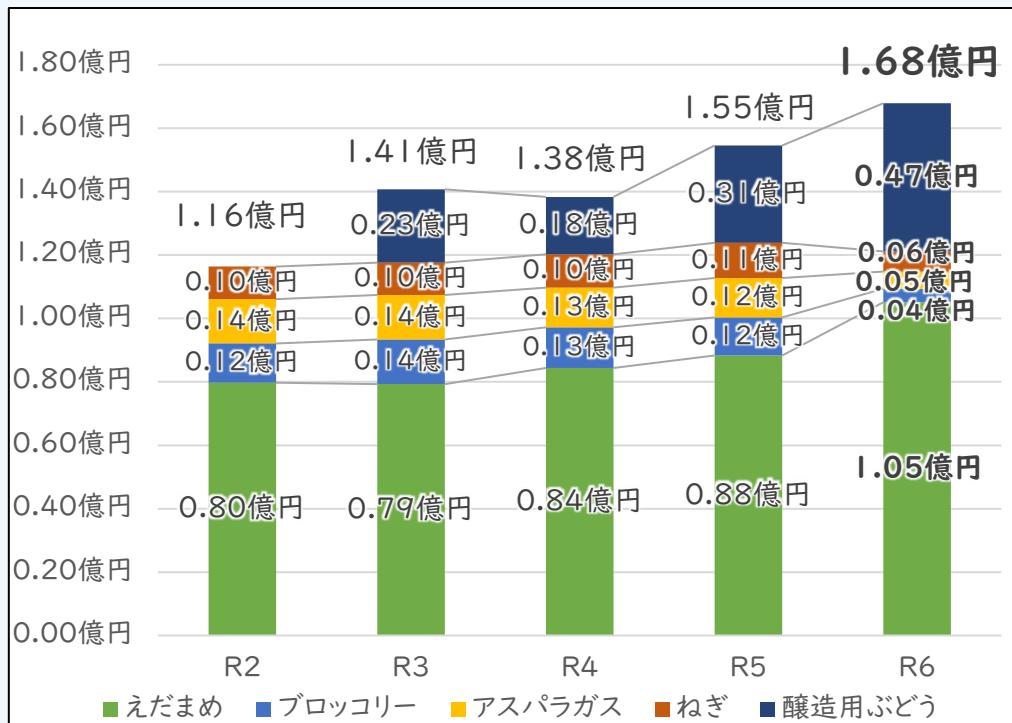
- 関係機関・団体と連携して農業者へ排水及び栽培管理技術を周知し、園芸作物の収量と品質の安定に不可欠なほ場の排水対策の徹底と栽培技術の平準化を図ります。
- 水田の効率的な利用の促進や水稻との作業の重複回避、労力軽減に向けた取組として、えだまめとキャベツ等の組み合わせによる二毛作を推進するほか、定植や収穫等の作業における園芸用機械と集出荷選果施設の活用を促進します。
- 新たな園芸の担い手の確保・育成に当たっては、関係機関・団体が連携し園芸品目導入に向けた普及啓発を推進するとともに、導入希望者や新規参入者には園芸参入塾・園芸教室による技術習得支援や、品目選定、生産基盤の整備等に係る情報提供を行うなど受入体制の構築等を進めます。
- 農産物の販売促進に向け、地産地消推進の店へ情報発信を行い、ニーズにあった農産物を提供する取組を推進するほか、直売所と農業者が連携し年間予定・イベントなどの情報共有の強化を図るとともに、直売所の認知度向上と消費喚起を促すため、広域イベントの開催を通じて、農産物の消費拡大の取組を推進します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
水田を活用したえだまめの作付面積	72.8ha	102.8ha

【資料:上越市農業再生協議会】

●園芸作目販売額の推移



※R7からの8年間、最重点品目とされる「えだまめ」、「ブロッコリー」、「アスパラガス」、「ねぎ」と

果樹振興の観点から「醸造用ぶどう」を選定(地域園芸振興プラン参考)

※販売額は、上越市、妙高市の合計。なお、表示単位未満で調整しているため、合計額が一致しません。



▲きゅうり出荷指導会の様子



▲園芸塾「加工用ぶどうコース」の様子

(5) 畜産の振興

現 状

- 当市の畜産業は、酪農・肉用繁殖牛・肉用肥育牛・採卵鶏が中心であり、市内外へ安全・安心な畜産物を供給しています。
- 市内畜産物の消費拡大に向け、地産地消推進の店の認定店やプレミアム認定店などが、くびき牛を使用したメニューを提供しているほか、市でも観光パンフレット「上越物語」に上越名産として「くびき牛」を掲載するなど、地産地消の推進や認知度の向上を図っています。
- 骨格の強化、体力づくり、畜産農家の労力軽減を目的として、畜産農家は夏から秋にかけて牛を笛ヶ峰牧場に放牧しています。
- 令和7年3月に上越地域クラスター協議会において、飼育規模の拡大や自給飼料の生産・利用拡大等を進めるため、「上越地域畜産クラスター計画」を策定しました。
- 小規模で家族経営的な農業者を中心に高齢化や後継者不足により離農が進む一方、法人の従業員や農家子弟が就農するなど明るい兆しがあります。

課 題

- 世界的な社会情勢の変容により、飼料価格や電気価格が高止まりしていることに加え、枝肉価格が低調に推移しており、農業経営を圧迫しています。
- 畜産農家の減少は、地域全体の雇用や経済活動の縮小のほか、市内で生産された牛や牛乳、卵が手に入らなくなることで、地域の飲食店や関連産業が影響を受け、地域全体の魅力の低下が懸念されます。
- 水田を活用し、稲WCSの生産を進めていますが、依然として輸入飼料への依存度が高くなっています。

施策の方向性

- 畜産農家の経営コストに対する支援等を通じて、市内畜産物を安定的に供給します。また、市内畜産物を使用した料理を飲食店で提供することで、特産品としての認知度を高めます。
- 耕種農家と畜産農家が連携し、畜産農家から排出される堆肥を農作物の生産に利用することで、肥料費の削減や土壤の改良を図ります。一方で、耕種農家で生産した飼料作物などを畜産農家に供給し、飼料費の削減、輸入飼料への依存を減らし持続可能な農業を目指します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
市内で飼養されている家畜の頭羽数	乳用牛頭数	127頭
	肉用牛頭数	518頭
	養鶏数	398,873羽

【資料:現状(R6)新潟県家畜生産実態調査、目標(R12)畜産クラスター計画】

●市内畜産数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
乳用牛頭数	177	144	140	140	127
肉用牛頭数	509	527	547	559	518
養豚頭数	1,805	1,594	0	0	0
養鶏数	370,914	353,180	364,326	363,356	398,873



▲笹ヶ峰牧場に放牧した牛

農 村

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

(1) 中山間地域等の振興

現 状

- 中山間地域において、担い手や後継者が安心して就農することができるよう、中山間地域等直接支払交付金の活用など平野部との生産条件格差を是正するための措置を積極的に講じているほか、平野部を含む農村地域では、多面的機能支払交付金を活用し、地域が共同で農地を守ることにより、「水源かん養」、「景観形成」、「国土保全」などの多面的機能が発揮されています。
- 先人の知恵と努力により築かれた棚田の景観や独特的伝統文化は日本の原風景としての価値が見直され、国の「つなぐ棚田遺産」には市内の7つの棚田が認定されており、その面積は、令和4年2月時点で、全国1位の374.2haとなっています。
- こうした棚田を魅力ある地域資源の一つに位置付け、そこから生み出される「棚田米」の販売促進活動の強化に加え、関係人口や交流人口の創出に向けた取組として、「棚田マップ」や「棚田カード」を配布するなど、棚田を市内外に積極的に発信しています。
- 市内の各指定棚田地域振興協議会の計画を取りまとめ、「上越市指定棚田地域振興活動計画」として一本化させ、中山間地域等直接支払交付金などを活用しながら、棚田地域振興の特色ある取組が展開されています。
- 中山間地域の維持・振興を図るため、元気な農業づくり推進員を配置し、各地域の農地利用や地域農業の方向性を定めた「将来ビジョン」の実現に向けた取組をサポートするとともに、県主導の下、地域住民が主体となって地域の将来像を取りまとめ、実現に向けて活動する「ビレッジプラン2030」に参画し、地域に寄り添いながら取組を支援しています。

課 題

- 中山間地域においては、急傾斜地に不整形の水田が点在していることや、安定した水利が確保できないなど生産条件が不利なことから、担い手・後継者の確保がより厳しく、農業生産活動や農業用施設を維持する共同作業の継続が困難となっています。
- このため、中山間地域等直接支払交付金を活用する小規模な集落協定では、制度の変わり目を機に活動の廃止を決断するところも少なくありません。
- 棚田が多く存する中山間地域は、農業と結び付いた独自の伝統文化が発達し、これらが

守り伝えられてきたものの、過疎化や高齢化の進行が著しく、棚田の荒廃化が進むことで、豊かな多面的機能や伝統文化の喪失が懸念されています。

- 多面的機能支払交付金を活用した活動では、組織の構成員の減少や事務作業の負担を要因とする役員のなり手不足、さらに活動のマンネリ化などがあいまって、活動の継続を断念する組織の増加が懸念されることから、地域の共同活動によって支えられている農村の多面的機能に影響を及ぼすおそれがあります。
- 共通の課題を有する小規模な集落協定同士の連携や農業者と非農業者など、地域内外を問わない多様な組織等が参画するための体制づくりを進めることにより、農用地の保全及び農村環境の維持を図る必要があります。
- 「将来ビジョン」の実現に向けて、地域主体の取組へ移行できるよう、初度的経費のほか、元気な農業づくり推進員等による支援を継続する必要があります。

施策の方向性

- 中山間地域等直接支払交付金の体制整備単価交付要件となる「ネットワーク化活動計画」の作成を進め、農用地の保全及び農村環境の維持を目指します。
- 棚田地域における農地保全のほか、棚田を核とした地域振興活動の取組を積極的に支援するとともに、その周辺集落の維持・振興を図るため、関係団体等の連携により地域の様々な取組を支援します。
- 市域の農地の7割を超えて実施している多面的機能支払交付金を活用した活動について、組織の事務作業の負担軽減と計画的な施設の長寿命化を図るため、隣接する組織同士で連携して活動する広域化を推進します。加えて、取組未実施地区について、取組面積拡大のための制度周知に努めます。
- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の積極的な活用により、集落内外の組織や非農家などの多様な主体の参画の下で、活動組織の広域化や人材の確保を図ります。
- 地域主体の自立した取組を継続するため、農用地保全や地域資源の活用、生活支援等を相互に絡ませ複数の集落機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の立ち上げや取組の充実を推進します。

施策指標

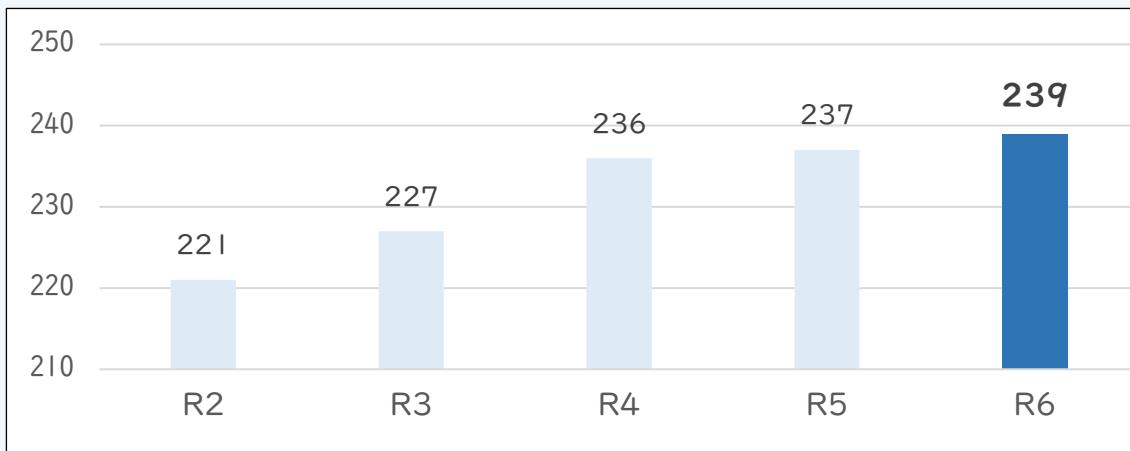
項目	現状(R6)	目標(R12)
中山間地域等直接支払交付金取組集落数 ^{※1}	239 集落	239 集落
多面的機能支払交付金(農地維持支払)取組面積 ^{※2}	12,298ha	13,004ha
棚田地域振興協議会の組織数 ^{※3}	18 協議会	18 協議会

※1 【資料:農村振興課集計データ】

※2 【資料:農林水産整備課集計データ】

※3 棚田地域振興協議会の組織数は協議会の構成組織数

●中山間地域等直接支払交付金取組集落数の推移

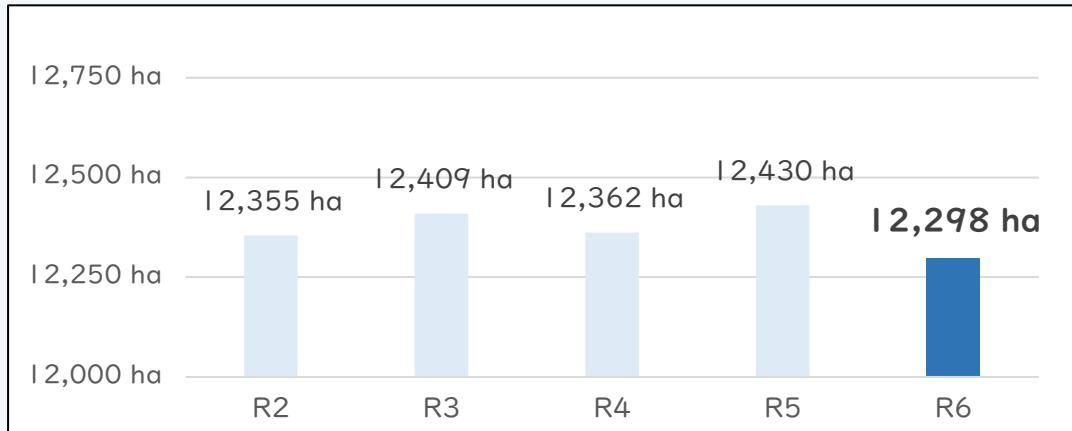


▲棚田地域振興活動加算を活用した買物支援
(大島区)

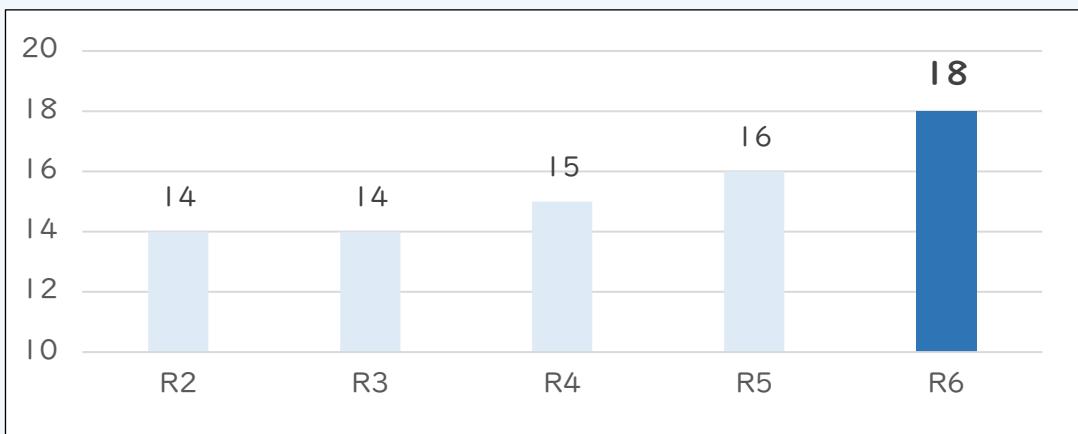


▲生産性向上加算を活用したドローンの導入
(高士区)

●多面的機能支払交付金(農地維持支払)取組面積の推移



●棚田地域振興協議会の組織数の推移



※令和6年度末に1協議会が解散したため、令和7年度は1協議会減を見込んでいる。



▲「上越市棚田米」PR 動画宣伝用シール



▲棚広新田の棚田(牧区)

(2) 鳥獣被害対策の推進

現 状

- 野生鳥獣による農作物被害は、令和5年度に全国で約164億円と依然として高い水準にあり、営農意欲の減退、荒廃農地の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。
- イノシシを中心とした農作物被害が続く中、市やJA、NOSAIなどの関係機関・団体で構成する上越市鳥獣被害防止対策協議会では、「鳥獣が出没しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」を対策の3本柱として推進するとともに、「鳥獣捕獲の担い手の確保・育成」、「ジビエの利活用推進」に取り組み、農作物被害の早期根絶に向けて総合的な鳥獣被害対策を進めています。

現 状

- 「鳥獣が出没しにくい環境づくり」については、集落ぐるみで行うことにより効果が発揮されることから、農業者以外の市民を巻き込み、かつ、継続的に取り組む必要があります。
- 「電気柵による侵入防止」については、柵を適切な方法で設置するとともに、設置後の下草刈り等の維持管理により侵入防止の効果が維持されることから、設置者に対して正しい維持管理方法を継続的に指導していく必要があります。
- 「加害個体の捕獲」については、実施隊やサポート隊によるグリーンシーズンにおける捕獲活動を強化するほか、今後10年先を見据えた際、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化が見込まれることから、効率的・効果的な捕獲活動をより一層進めるとともに、若年層を中心とした新たな人材を確保・育成する必要があります。

施策の方向性

- 野生鳥獣による農作物被害を根絶させるため、集落ぐるみで鳥獣を寄せ付けない環境づくりに取り組めるよう支援します。
- 侵入防止柵が適切に維持管理されるよう、農業者等に対して適切な指導に継続的に取り組みます。
- 効率的かつ効果的に加害個体を捕獲できるよう、ICT等を活用したスマート捕獲を開発するとともに、新たな捕獲従事者の確保に引き続き取り組みます。
- 捕獲された個体をジビエとして利活用することを推進し、地域が生み出す貴重な食材と

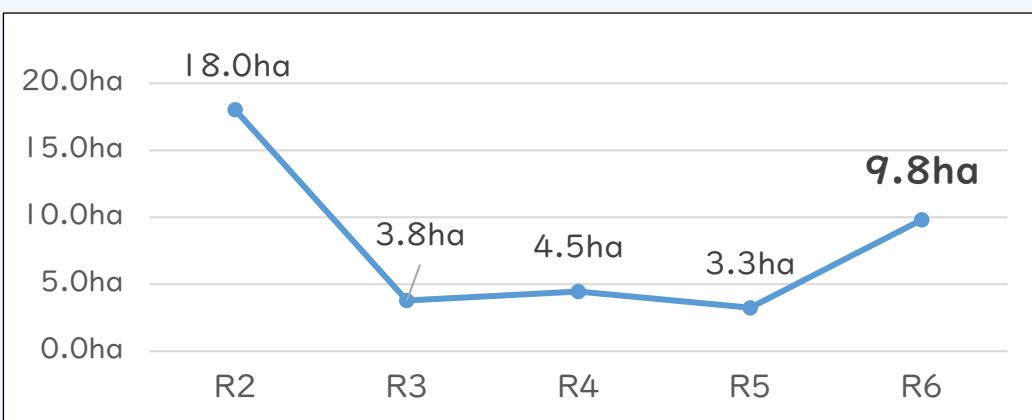
して市民の認知向上と普及の拡大に取り組みます。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
イノシシによる水稻被害面積	9.8ha	0ha

【資料:農振興課集計データ】

●イノシシによる水稻被害面積の推移



▲集落環境診断



▲侵入防止柵設置の実地研修会

(3) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進

現 状

- 近年、頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水化等ハザード対策の推進に合わせ、ハザードマップ作成による地域住民への啓発活動等ソフト対策を実施しています。
- 平成30年7月に発生した豪雨災害を踏まえ、国が見直した新たな基準により再選定された防災重点ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)に基づき、防災・減災対策の優先度が高いため池から、集中かつ計画的に防災工事(老朽化及び耐震・豪雨対策)を実施しています。
- 農業用水としての用途がなくなった防災重点ため池は、地元関係者の協議により、ため池を廃止し災害を未然に防止しています。

課 題

- 防災工事(老朽化及び耐震・豪雨対策)が必要な防災重点ため池数が多いことから、周辺の状況や被害の影響度を確認した上で、関係機関や地元関係者と協議を行いながら事業を進める必要があります。

施策の方向性

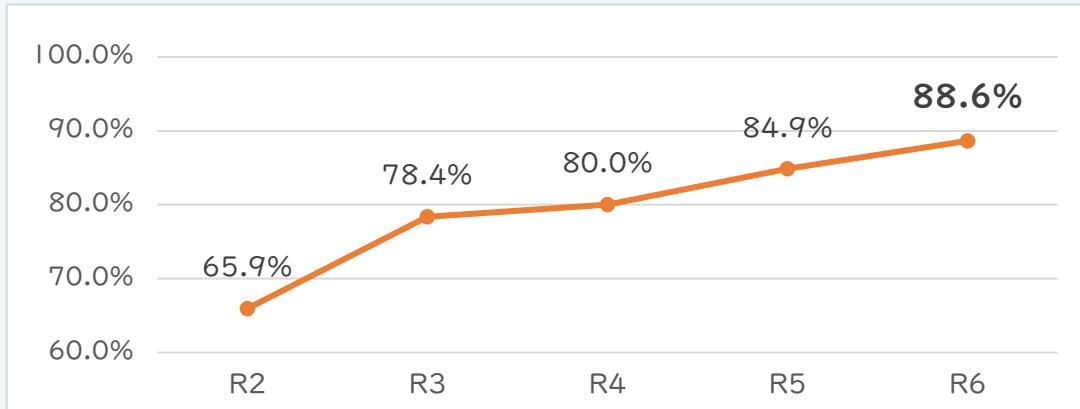
- 防災重点ため池のハザードマップを令和9年度までに全て作成します。
- 現在、事業化されている地区のため池防災工事の早期完了を目指し、新潟県と連携を図り、防災・減災対策を推進します。
- 利用されていない防災重点ため池は、地元関係者と協議を行った後、速やかに廃止工事を行い、災害を未然に防止します。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
防災重点ため池におけるハザードマップ作成割合	88.6%	100.0%
事業中の防災重点ため池の防災工事(事業中10地区)の完了地区数	0地区	10地区

※ ため池防災工事の事業主体:新潟県

●防災重点ため池におけるハザードマップ作成割合の推移



▲県営防災重点農業用ため池緊急整備事業
(大久保地区 着手前)



▲県営防災重点農業用ため池緊急整備事業
(大久保地区 完了後)

2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

(1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

現 状

- 都市生活協同組合員等と生産者の体験交流を市内外で実施し、農業体験を通じて商品を知っていただくとともに、生産者のこだわりや思いを伝えながら、地場産農産物の周知を実施しています。
- 平成 11 年度から実施している「越後田舎体験事業」において関東圏などの小・中学校を中心に受入れ、様々な体験の提供を通じて、日々の生活の中で忘がちな「自然への配慮」、「人への思いやり」、「生きることの大切さ」や自然と自然、自然と人、人と人など、様々なつながりの大切さをありのままの自然や暮らしなどを「ほんもの体験」として伝えてきています。
- 近年では、海外の一般旅行客など、学校団体以外の受入れが見られます。また、年間を通じて、体験を提供するインストラクターやホームステイの受入家庭を募集しています。
- 市が所有する中山間地域の農地を活用した大島ふるさと農園を始め、中山間地域では棚

田オーナー制度等による田植えや稻刈りなどの農業体験を通じた都市と農村との交流が継続的に行われています。

課題

- 都市生活協同組合員等と農業者との体験交流については、地域が限定された取組となっていることから市内全域にわたる取組へと発展するよう都市生活協同組合等への働きかけが必要です。
- 全国的に学校数・生徒数が減少していることに加え、教育旅行などの行き先が多様化していることなどを背景に、近年の上越市内での受入人数は、減少傾向にあります。
- 越後田舎体験の受入側の課題として、食物アレルギーへの対応やホスピタリティの向上、言語対応が挙げられ、これらが受入家庭の負担増につながっています。
- 都市部の方々が上越市をふるさとのように感じ、また、地域のファンとなり、関係性を深化することで、地域の様々な支えとなっていたいただけるよう、都市と農村の様々な体験交流を展開していく必要があります。

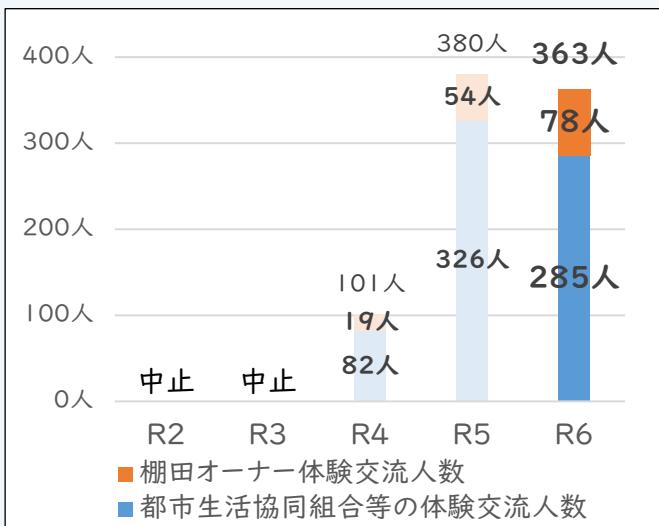
施策の方向性

- 都市生活協同組合との農業体験などの交流を拡充するとともに、農業体験の地域を広域化し、農業者と消費者のつながりを強化することにより、農産物等の需要の拡大と有利販売の促進を行います。
- 越後田舎体験事業の事務局を務める上越観光コンベンション協会や市内の各地区協議会と連携し、学校等のニーズに沿った受入態勢の整備や体験プログラムの磨き上げを支援するほか、情報発信の強化、営業活動の拡充を図ることで、当事業への参加（受入）人数の安定的な確保に努めます。
- 棚田オーナー制度等で当市を訪れた方に、田植えや稻刈りなどの農作業だけでなく、当市の魅力や農業・農村の有する多面的機能、生物多様性などを実感できる情報や体験の場を提供し、再度来訪したい、地域の支えになりたいと感じていただけるよう、取組を進めます。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
都市生活協同組合員等の体験交流人数	363 人	380 人
越後田舎体験参加(受入)人数	1,846 人	1,500 人

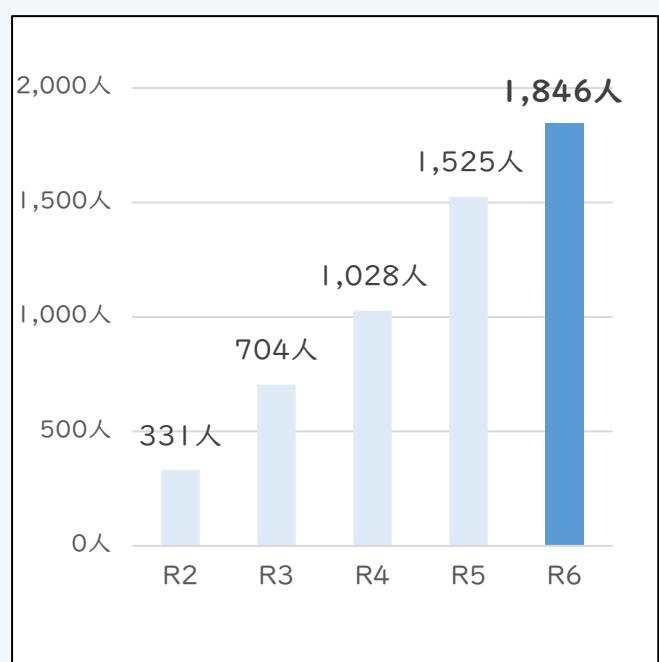
●都市生活協同組合等体験交流人数の推移



※R2・R3 は感染症対策のため体験交流を中止

▲都市生活協同組合等体験交流の様子

●越後田舎体験参加(受入)人数の推移



▲越後田舎体験の様子

(2) 多様な人材の参画

現 状

- 人口減少や高齢化、過疎化の進行により、農業及び農村の維持が困難な地域が生じています。
- 短期労働力の確保に向け、スマートフォンなどのアプリケーションソフトなどを活用した農業者と短期労働希望者のマッチングの取組が市内でも徐々に行われています。
- 農福連携は、障害がある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性があり、市内でも取組が進められています。
- 家族経営協定の締結や法人化を契機とした役員への登用など、市内において女性の農業分野への参画が進みつつあります。
- 市民全体で中山間地域を支えることにより、高齢化・過疎化が進んだ中山間地域の暮らしを確保することを目的に、「中山間地域支え隊」を派遣する取組を実施しており、多くの個人や企業・団体の皆さん登録されています。農業分野では、草刈り、電気柵の設置作業などにご協力いただいている。
- 新潟県においても、棚田を愛するE C H I G O 棚田サポーターにより、地域の保全活動を支援するとともに地域住民との交流を深めるなど、棚田地域を支援するボランティアの取組が進められており、市内の棚田地域においても、サポーターによる地域との交流活動が展開されています。

課 題

- 新規就農者の確保と合わせ、障害の有無や年齢・性別等に関係なく、より多くの農業や農村への関心を高める取組を進める必要があります。
- アプリケーションソフトを活用した農業者と短期労働希望者のマッチングや農福連携の取組は、農業への関わりに向けた有効な手段のひとつと考えることから、農業分野と合わせ、社会福祉など関係する各種団体・組織等への周知や、農業者、福祉作業所それぞれにおけるニーズの把握を進めることにより取組の拡大を図る必要があります。
- 農業が若者や女性にも選ばれる職業になるよう、職場環境や労働環境を整える法人等を増加させていくことが必要です。
- 農村の活性化に向けて、引き続き様々な企業、団体、個人の方々が、農作業や地域振興活動等の支え手となるよう、継続的に交流人口の拡大を図る必要があります。

施策の方向性

- 農業者へアプリの活用を促すとともに、より多くの方から農業に関心を持つてもらうために一般の方にも広く周知を行い、新たな農業人材の発掘と労働力の確保を図ります。
- 農福連携の認知度の向上と普及拡大に向け、県やJA、社会福祉に関わる組織・団体などと連携し、制度周知と取組の横展開を進めます。
- 若者や女性などが活動しやすい環境づくりや継続的な雇用に向け、新規就業者の雇用先や従業員を雇用する意向がある農業法人等を対象に、職場環境や労働環境などの把握を進めるとともに、働きやすい環境の整備に向けて、研修会など様々な機会を通じて取組事例や支援制度の紹介などを行います。
- 若手農業者や女性農業者を対象とした研修会や意見交換等への参加を促進し、課題や優良事例の共有及び仲間づくりを推進します。
- 農業に関する知識や経験の豊富な高齢者が、地域農業の維持・発展を支える「担い手」として活動することにより、社会参加や健康増進を通じた生きがい創出を図ります。
- 様々な機会を捉えて、農村の有する多面的機能や中山間地域の抱える課題のほか魅力などを市内外に発信し、市民からも関心を持ってもらうことで中山間地域の農業生産活動等を支える多様な人材の確保に努めます。

施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
農福連携の受入農業経営体数	30 経営体	42 経営体
農福連携延べ作業人数	2,047 人	4,000 人

【資料:上越市および上越地域振興局聞き取り結果から作成】

●上越市ワーキングネットワークによる農福連携の取組

上越市内で障害がある人の自立を支援する事業所が連携して農福連携に取り組んでいます。障害がある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。



▲受入先での作業の状況

(3) 地域ならではの特産物・特產品の開発・有利販売の促進

現 状

- 当市の農業者の中、農産加工に取り組む経営体数の割合は、全体の約3%にとどまっています。
- 当市の農業生産においては、雪を利用した天然の冷蔵庫である「雪室」や「雪下野菜」の生産など、古くから雪国の地域特性をいかした取組が継承されています。
- 地場産農産物や農産加工品の販売促進の取組として、昭和61年から継続的に取り組んでいる都市生活協同組合との産直事業取引では、味噌やもち、ジャムのほか、切り干し大根を始めとした乾燥加工品を都市生活協同組合員へ販売しています。

課 題

- 農業者等の所得向上と雇用確保による農業経営の安定化を図るため、6次産業化の取組を進める必要があります。
- 地域特性である雪を活用した農産物の販売力強化のため、雪室や雪下野菜の販売に取り組む農業者を増やす必要があります。
- 都市生活協同組合への安定的な出品を継続するため、体験交流などを通じた地場産農産物の周知に加え、消費者のニーズに合わせた農産加工品の開発・生産を進める必要があります。

施策の方向性

- 農業者等に6次産業化の取組に向けた周知を行うとともに、農産加工に必要な機械・設備の導入又は施設改修にかかる経費の支援、農産物を使用した新商品開発などにかかる農商工連携の取組を支援します。
- 雪室や雪下野菜など地域特性をいかした農産物の高付加価値化・ブランド化を付加することで農業者の所得向上につながることを周知していきます。
- 都市生活協同組合などの大消費地における販路拡大のほか、消費者のニーズに対応した農産加工品の開発・生産に向けた取組を支援し、消費者への周知を進めることで生産者から消費者・食品関連事業者への直接販売など販路の多様化を図り、安定的な所得や雇用の確保を図ります。

施策指標

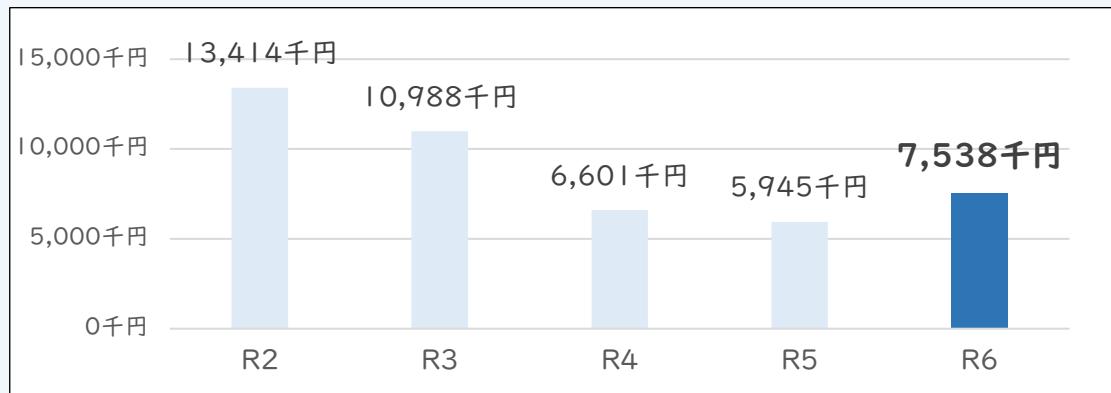
項目	現状(R6)	目標(R12)
農産物の加工に取り組む経営体	83件(R2 ^{※1})	90件
雪下・雪室野菜の販売額 ^{※2}	7,538千円	8,000千円
都市生活協同組合での農産加工品の販売額 ^{※3}	12,653千円	13,000千円

※1【資料:農業センサス 2020】

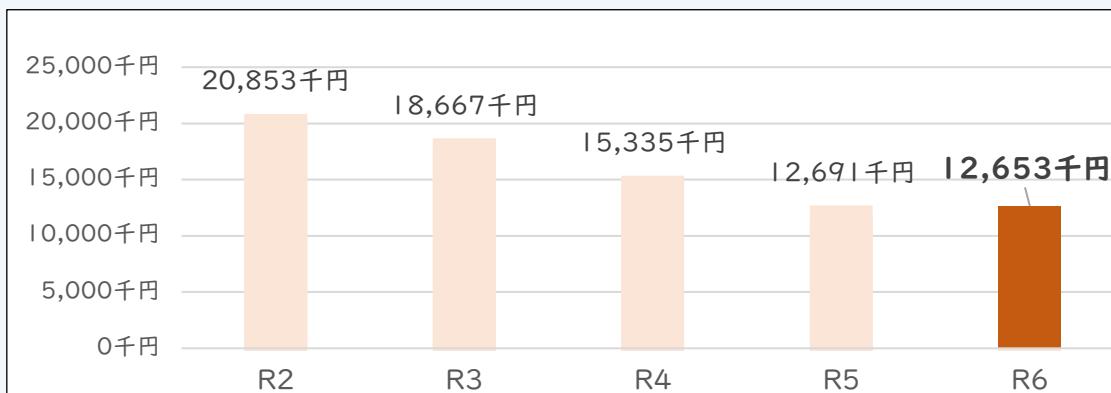
※2【資料:えちご上越農業協同組合】

※3【資料:農振興課集計データ】

●雪下・雪室野菜の販売額の推移



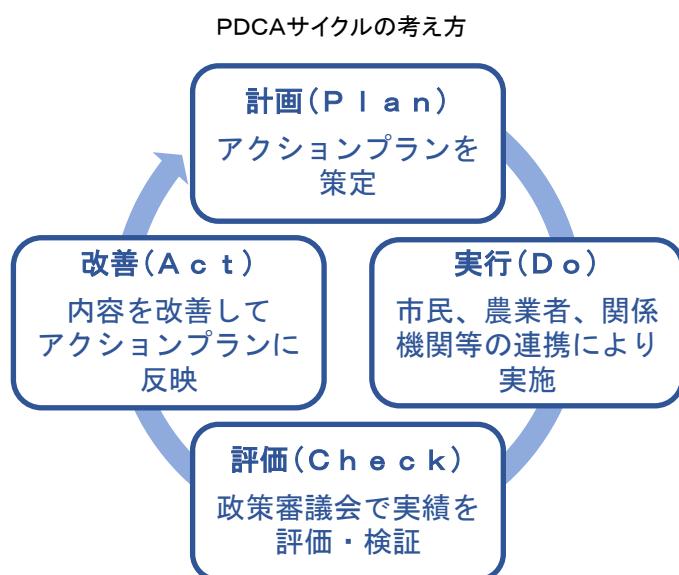
●都市生活協同組合での農産加工品の販売額の推移



施策の推進に共通する事項

1 効果的・効率的な施策の推進

この基本計画に基づき推進する施策については、実効性を高めるため、重点的に進める施策を示し、年次的な取組内容を明確にした、分かりやすく具体的な実行計画として「上越市食料・農業・農村アクションプラン」を策定します。このアクションプランは、施策の評価・検証を実施し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映していく、いわゆるP D C Aサイクルの考え方により進捗管理を行います。



2 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進

自然資本や環境に立脚した食料・農業・農村分野は、SDGsが目指す経済・社会・環境の統合的向上において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。

その中で、農業生産活動は、自然界の物資循環をいかしながら行われ、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマとなります。食料・農業・農村分野においては、経済、社会、環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進する必要があります。また、農村を含めた地域においては、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

このことから、N P O、民間企業、消費者、関係機関等と連携して、農業を担う人材の育成や、農業の成長産業化、農業における環境保護など、様々な分野におけるSDGsの実現に貢献していくこととします。

3 幅広い関係者、関係機関等との連携

食料、農業及び農村に関する施策を着実に実施するためには、農業者はもとより、消費者、事業者、国、県及び関係団体等と十分な連携を図ることが必要になります。また、当市関係課等による分野横断的な連携・取組が必要となることから、適切な役割分担の下、地域農業の発展に向け施策を総合的かつ計画的に推進します。

あわせて、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、目的に応じた施策を集中的に実施し、様々な観点からコスト縮減に取り組み、効果的な施策を実施します。

用語解説

(五十音順)

用語	説明	ページ
あ	ICT(アイシーティー) 日本語では「情報通信技術」と訳され、コンピューターを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた言葉。(ICTは、Information and Communication Technology の略)	33、47
い	稲WCS(ホールクロックサイレージ) 稲の実が成熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。(WCSは、Whole Crop Silage の略)	12、41
え	SNS(エスエヌエス) 登録された利用者同士がインターネットで交流できる会員制サービス。(SNSは、Social Networking Service の略)	19、26、27
	SDGs(エスディイジーズ) 持続可能な開発目標を意味する。国連の定める持続可能な開発のための国際目標。17 のグローバル目標と 169 のターゲットで構成される。 (SDGsは、Sustainable Development Goals の略)	58
	越後田舎体験 自然と日本の田舎の原風景とそこに生きる人々の暮らしをいかした体験旅行の受入れの推進を図り、交流人口の拡大による地域の活性化と経済の発展に寄与することを目的とした当市の取組	5、50、51、52
お	親元就農 農業を営む実家の家業を受け継ぐ形で農業に従事すること	7、26、27、28
か	下層植生 森林の樹冠の下、地面に近い階層にある植物群のこと。主にササ類、シダ類、低木などを含み、森林の土壌を保持したり、雨粒の衝撃を和らげたりする役割を果たす。	47
	環境保全型農業 農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業	4、5、7、36、37、38
	間断灌水 水田に水を張ってから数日後に水を抜いて乾かし、また水を張ることを繰り返す水管理技術。この方法により、土壤に酸素が供給されて根が健康に育ち、根の老化を防ぎ、倒伏しにくくする効果、常時湛水に比べて水の消費を抑えられ、土壤の嫌気性環境を減らしてメタンガス発生を抑制する効果がある。	18
き	GAP(ギャップ) 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。 (GAPは、Good Agricultural Practice の略)	12、13、14
	供給熱量 国民に対して供給される総熱量。流通段階も含めて廃棄された食品や食べ残された食品も含まれている。	9
	供給熱量(カロリー)ベースの総合食料自給率 カロリーベース総合食料自給率は、基礎的な栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標	9

用語	説明	ページ
け け	経営体育成基盤整備 地域農業の担い手(中心的な役割を担う経営体)を育成し、農業の効率化と安定化を図るために、農地の区画整理や用水路・農道の整備などを総合的に行うこと。具体的には、農地の大区画化や集約化を進めることで作業効率を上げ、所得向上を目指す。	33、34
こ	耕種農家 土地を耕して米、野菜、果物、穀物などの植物を栽培する農家のこと	41
	荒廃農地 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	4、5、 11、15、 16、47
	耕地面積 農作物の栽培を目的として利用されている土地の面積	8、11、 12、15、 16、17、 32
	高病原性鳥インフルエンザ 高病原性鳥インフルエンザ (Highly pathogenic avian influenza: HPAI)は、A型インフルエンザウイルスの感染による家きん(鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥及び七面鳥)の病気のひとつ	17
	高付加価値農業 農産物の単なる販売だけでなく、加工、体験、観光などの要素を組み合わせることで、農業全体の収益性と魅力を高める農業	16
さ	コントラクター 飼料生産(牧草や飼料用トウモロコシの栽培・収穫・運搬など)といった農作業を、畜産農家に代わって請け負う組織や事業者のこと。高齢化や担い手不足が進む畜産農家の労働負担を軽減し、大規模な機械投資を抑制する役割を担う。	35
	作期の分散 複数の異なる作付時期を組み合わせることで、作業を年間の特定の期間に集中させず、分散させること	18
	サツマイモ基腐病 糸状菌(カビの一種)が原因で、サツマイモの地際部の茎が黒変し、最終的に株全体が枯れ、塊根(イモ)が腐敗する病気。感染力が強く、発病した株や残渣が翌年の伝染源となるため、重大な減収につながることがある。	17
し	収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) 米・麦・大豆などの販売収入が、標準的な収入額を下回った場合に、その差額の9割を国費と農業者の積立金で補填する制度	18
	集落営農型法人 集落単位で組織された農業法人。(地域内の農地を集積・共同利用し、機械や施設の効率的な利用、作業の共同化などを通じて、農業経営の効率化と所得向上を目指す。)	29
	需要に応じた生産 市場の需要を分析し、消費者が求める量や種類の農作物を計画的に生産・販売する農業の在り方。供給過剰による価格暴落や品不足による価格高騰を防ぎ、価格の安定を目指すもの。生産者は、米だけでなく、需要増加が期待される麦や大豆、園芸品目など、経営の多様化も図ること	7、12、 13

用語	説明	ページ	
し	上越市指定棚田地域振興活動計画	「棚田地域振興法」に基づき、上越市が指定した棚田地域で、棚田の保全と地域の振興を図るために、地域の協議会が作成する計画。本計画は、農林水産省の事業を活用しつつ、国や新潟県の方針と連携しながら、各地域が自主的に振興活動を計画・実行し、持続可能な棚田地域の維持・発展を目指すもの	43
	上越地域畜産クラスター計画	上越地域の畜産農家を始めとする関係者が連携し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制づくりを目指す計画。国の「畜産クラスター事業」に基づき、上越地域畜産クラスター協議会により策定・推進されている。	41
	食の外部化・簡便化	共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況や、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、総菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や市場の開拓等に進展が見られている動向の総称	7
	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品	4、7、 24、25
	食料供給基地	食料を安定的に生産するための、農業や漁業などの生産活動が行われる拠点となる地域のこと	7、13、 15
す	水源かん養	森林の土壤が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化されること	8、43
	水田活用の直接支払交付金	主食用米以外の戦略作物(麦、大豆、飼料用米など)の作付けを支援し、水田のフル活用と食料自給率向上を目指す国の制度。交付金は、交付対象水田で販売を目的として対象作物を生産する販売農家や集落営農が対象となり、担い手の経営安定化を目的としている。	12、13
	水田政策の見直し	国では水田政策を令和9年度から根本的に見直しを行う。(水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する等)	12、13、 15、16
	すう勢	物事が移り進んでいく様子や勢い、成り行き、傾向を意味する。	11
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業	4、5、7、 29、33、 34、35、 36
せ	生産額ベースの総合食料自給率	生産額ベース総合食料自給率は、経済的価値に着目して、国民に供給される食料の生産額(食料の国内消費仕向額)に対する国内生産の割合を示す指標	9
	全水稻	主食用米と非主食用米(輸出用米、飼料用米、加工用米等)を合計した面積	13、14

用語	説明	ページ
た	棚田オーナー制度	5、19、 20、50、 51
	多面的機能支払交付金	37、38、 43、44、 45、46
	多様な人材	4、26、 27、53、 54
	短粒種	12
ち	将来ビジョン	16、43、 44
	地域おこし協力隊	27、29
	地域計画	4、5、 29、31
	地産地消	4、5、7、 19、22、 41
	地産地消推進の店	22、23、 39、41
	中山間地域等直接支払交付金	16、43、 44、45
と	独立自営就農	7、26、 27
	豚熱 <CSF> (シーエスエフ)	17
に	にいがたエコファーマー	36

用語	説明	ページ
に	認定新規就農者	新たに農業を始める人が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定した農業者のこと
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人
の	農業振興地域制度	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度
	農業版BCP(ビーシーピー)	自然災害、感染症、事故などが発生した際に、事業への被害を最小限に抑え、中核となる農業事業を継続又は早期に復旧させるための計画。(BCPは、事業継続計画、Business Continuity Planの略)
	農業保険	農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などによって売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険
	農村RMO(アールエムオーワーク)	農村型地域運営組織のことで、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。(RMOは、地域運営組織、Region Management Organizationの略)
	農地集積率	国の作物統計における耕地面積に占める認定農業者の経営面積の割合
	農地中間管理機構	農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、平成26年に創設された農地の中間的な受皿
	農地中間管理事業	農地を貸したい農家(出し手)から、農地中間管理機構が中間的な受皿となって借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る扱い手(受け手)に貸し付ける事業
	農地の集積・集約化	農地の「集積」とは、農地を所有し、または借り入れること等により、利用する面積を拡大すること。農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること
	農福連携	障害のある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組
は	番水	水が不足しているときに、水田をいくつかの区域に分け、それぞれに順番に、限られた時間だけ水を流すという農業用水の配分方法
	半農半X(エツクス)	農のある暮らしと好きな仕事を両立させる生き方
ひ	PDCA(ピーディーシーエー)サイクル	事業の実行に際し、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて見直し(Action)を行うという一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていくシステム

用語		説明	ページ
ひ	人・農地プラン	集落・地域が抱える人と農地に関する問題の解決に向け、今後の地域農業の在り方などを話し合いにより決める地域農業の未来の設計図となるもの	31
	ビレッジプラン 2030	持続可能な中山間地域の営農や集落機能の維持・発展に向け、地域住民が主体となり、地域の現状や住民の意向把握、活動の中心となる組織の設立など、地域の将来像を計画に取りまとめ、実現に向けて活動するもので、新潟県が全県で展開している取組	43
ふ	V溝乾田直播栽培	育苗や田植えの作業を省略し、乾いた状態の田に直接お米の種(種もみ)をまく、効率的な稻作技術	35
	ふるさと納税	平成 20 年に国が創設したもので、生まれ故郷や応援したい自治体に対し、個人が寄附を行った場合に税額が控除される制度	19、20
	プレミアム認定店	地産地消をより推進するため、認定している地産地消推進の店の中で、地産地消の取組が一定の基準を超え、かつ上越産品のおいしさや魅力を積極的に発信する店を「プレミアム認定店」として認定	22、23、41
へ	米価下落等のリスクへの対応	「収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」や「収入保険」といった保険制度の活用、生産面では農地集約、スマート農業の導入などによる経営を安定させる取組	12
ほ	防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「ため池」	49、50
	防災重点農業用ため池	農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある「ため池」	49、50
み	みどり認定	環境にやさしい農業に取り組む事業者を支援するための国の制度。農業者が環境負荷低減の 5 年間の計画を作成し、県知事の認定を受けると、税制優遇や融資の利子補給などの支援が受けられる。	36、37
	みどりの食料システム法	食料生産から消費までを環境に配慮した持続可能なものにするための法律。農林漁業者などが環境負荷低減の計画を立てて国や都道府県の認定を受ければ、税制優遇や融資の支援が受けられる仕組み	36
ゆ	UIJ(ユーライジエ)ターン	大都市圏等の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ること。Iターンは出身地以外の地方へ移住すること。Jターンは大都市圏等へ移住後に出身地以外の地方へ移住すること	7、27
	有利販売	出荷や価格など、生産者側の意向が反映できる販売方法	4、19、20、51、55
	優良農地	一団のまとまりある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地	4、5、15、16、71

用語	説明	ページ
ゆ	雪下・雪室野菜 「雪下野菜」は、秋に収穫した野菜を雪の下でそのまま越冬・保存するもので、雪の下でそのまま栽培された野菜を収穫することもある。一方、「雪室野菜」は、一度収穫した野菜を雪で作った特別な貯蔵庫(雪室)に入れて、冬の間、低い温度と高い湿度で保存するもの	56、57
よ	ヨーネ病 牛、めん羊、山羊などの反すう動物が「ヨーネ菌」に感染して起こる病気。主な症状は慢性的な下痢と痩せで、最終的に死に至ることもある。感染から発症まで数年かかり、有効なワクチンや治療法は無し。感染した動物の糞便などから、ほかの動物へ経口感染する。	17
ら	ランピースキン病 牛や水牛に感染するランピースキン病ウイルスが原因の感染症で、皮膚に結節(しこり)ができるのが特徴	17
ろ	6次産業化 農林水産業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業までを一体化し、多角的な取組を行うことにより、農林水産物の付加価値を高めようとする取組	24、55、56

上越市食料・農業・農村基本条例

平成12年3月24日

条例第1号

改正 平成15年9月30日条例第37号

平成21年3月27日条例第12号

平成26年9月30日条例第63号

令和6年12月18日条例第44号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針（第7条・第8条）

第2節 食料に関する施策（第9条—第11条）

第3節 農業に関する施策（第12条—第17条）

第4節 農村に関する施策（第18条—第21条）

第5節 農業に関する団体への支援（第22条）

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会（第23条—第26条）

附則

農業は、私たちのいのちとくらしの原点であり、農村は、人と自然が豊かな触れ合いを保ちながら共生することができるかけがえのない場である。

私たちのまち上越市は、北と南の植生が交わり、ほとんどの作物が生育可能な広大な農地を有している。しかし、その農地が有効に活用されておらず、私たちが消費する食料の多くは他の地域に依存し、さらには、本来、自然の循環機能をいかした環境にやさしい産業である農業において、稻わら、家畜糞尿、食物残さなどの有機物資源が十分に活用されていない。

人口、食料、そして環境問題が地球的規模で課題となっているこんにち、私たちは、いま一度、地域の農業を見つめ直し、農業を魅力あるものとして、将来の世代に継承していくかなければならない。

今こそ私たちは、有機栽培を中心とした環境にやさしい循環型の、持続的に発展する農業を確立し、地域内での自給を基本とした安全な食料の安定的な供給の下、都市機能と農村の持つ自然環境が調和する「みどりの生活快適都市」にふさわしいまち、いわば農都市の形成を図ることを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、並びに市、農

業者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、豊かで住みよい、環境の保全に配慮し持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（食料、農業及び農村のあり方についての基本理念）

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることに鑑み、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全（上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。）に配慮した農業の自然循環機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよう、農村の持つ多面的機能（法第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うように努めるものとする。

（農業者等の責務）

第4条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、農都市の形成を目指すまちの住民であることを認識し、日常生活において地域で生産された食料を中心として消費するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、農都市の形成を目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、食料を使用するときは、地域で生産された食料を中心として使用するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、食料、農業及び農村に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全な食料を安定的に供給すること。
- (2) 地域で生産された食料による健康的な食生活の推進を図ること。
- (3) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び整備すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農業の自然循環機能を維持増進すること。
- (6) 契約栽培の推進等により生産者と消費者の連携を図ること。
- (7) 農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (8) 都市と農村との交流を促進すること。
- (9) 農村における国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (10) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (11) 隣接する地方公共団体等と連携し、一体的な産地の形成及び地域間の交流を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地の有効利用に関する目標
- (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構すべき施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 基本計画は、施策の効果を評価できるように定めるものとする。

4 第2項第2号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、市内における農産物の自給率をおおむね7割以上とするとともに、市内の農業生産及び食料消費に関する指針となるように、可能な限り品目別の目標値を定めるものとする。

5 第2項第3号に掲げる農地の有効利用に関する目標は、まちづくりの観点からの計画的かつ効率的な土地利用の促進に資することを旨とし、前項に規定する食料自給率の目標が達

成できるように、農地の確保、積極的な水田の活用等についての目標値を定めるものとする。

- 6 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ上越市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 8 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化並びに施策の評価を踏まえ、おおむね 5 年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 9 第 6 項及び第 7 項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

第 2 節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

第 9 条 市は、市民が安心して消費できるように食料の安全性の確保及び品質の改善を図るため、品質に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、農業者及び農業に関する団体が遺伝子組換えその他の先端技術を利用する際には、食料の安全性が確保され、及び環境に及ぼす影響等について配慮されるように必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、事業者が遺伝子組換えその他の先端技術が利用された食料を使用し、及び取り扱う際には、市民の健康に及ぼす影響等について配慮され、及び消費者の合理的な選択が行われるように必要な施策を講ずるものとする。

(流通の活発化)

第 10 条 市は、食料自給率の向上及び食料の安定的な供給を図るため、朝市の活性化、契約栽培の推進その他流通の活発化に必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

第 11 条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。

第 3 節 農業に関する施策

(自然循環機能の維持増進等)

第 12 条 市は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、有機栽培農法の推進、輪作体系の確立、環境の保全に貢献する作物の栽培の推進その他農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、環境の保全の重要性に鑑み、農業による環境への負荷（上越市環境条例第 2 条第 1 項に規定する環境への負荷をいう。）の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第13条 市は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市が参画し、又は関与する農業の経営体の設置及びその活動の推進
- (2) 農業経営の法人化の推進
- (3) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進
- (4) 新たに就農しようとする者への支援
- (5) 都市住民が農業を体験し、及び農業に参加する取組の推進
- (6) 農村における女性の地位の向上を基本とした女性の農業経営への参画の推進
- (7) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進

（農地の確保等）

第14条 市は、市内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、作業効率及び地力が高く、汎用利用が可能な優良農地の確保を図るため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性に鑑み、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。

（生産の振興及び調整）

第15条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、高速交通施設、港湾施設等を活用した産地化の推進及び農業に関する団体と連携した全国的な調整による適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、食料自給率の向上を図るため、大豆栽培等による積極的な水田の活用及び地域内調整の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（研究及び技術開発の推進）

第16条 市は、関係機関等との連携を強化し、地域の特性をいかした農業並びに食品の加工及び流通に関する研究及び技術開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（農業経営の安定）

第17条 市は、農産物の価格の著しい変動等が認定農業者、新たに就農しようとする者等の農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、産地化の推進を図るべき作物の栽培、新たな農業技術の導入等による収量、価格等

の不安定さが農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 農村に関する施策

(農村の総合的な振興)

第18条 市は、市内の秩序ある土地の利用並びに良好な景観の保全及び創造に配慮しつつ、農業集落排水及び並木道の整備等地域の特性に応じた農村における快適な生活環境の整備その他農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(良好な定住の場の形成)

第19条 市は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第3条第1項の規定により定めた基本方針にのっとり、農村における良好な定住の場の形成を図るため、人と自然が共生できる優良な住宅の建設の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(良好な交流の場の形成)

第20条 市は、都市住民及び次代を担う子どもと農村との交流の機会を増進するとともに、市民が農業及び農村に対する理解と関心を深め、自然を守り、はぐくんでいく基盤の整備を図るため、山里自然公園、市民農園等の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等への支援)

第21条 市は、中山間地域等(法第47条第1項に規定する中山間地域等をいう。)の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。

第5節 農業に関する団体への支援

第22条 市は、農業に関する団体が基本理念の実現に資することができるよう、その組織の効率化の支援その他農業に関する団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第23条 食料、農業及び農村に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農業者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 都市住民
- (5) 農業に関する団体の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 公募に応じた市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

上越市食料・農業・農村基本計画



令和〇年〇月 改訂

発行：新潟県上越市

編集：新潟県上越市農林水産部農政課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6114

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>



上越市農業なびは
こちらから